

## 中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面：教科書の分析を中心に

西, 英昭  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/2534547>

---

出版情報：法政研究. 86 (2), pp.266-211, 2019-10-17. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面  
——教科書の分析を中心に——

西 英 昭

目次

- 一 はじめに
- 二 日本からの影響
  - (1) 『清國行政法』とその周辺
  - (2) 明治初期の中国法制史学と浅井虎夫『支那法制史』
- 三 古典籍の継承とその組み替え
  - (1) 徐德源・孫大鵬『中國歴代法制攷』
  - (2) 曹恭翊『法治通史』と『集權資憲通史』
- 四 社会学の導入と“伝統”との接続
  - (1) 康寶忠『中國法制史』
  - (2) 馮承鈞『本國法制史綱要』
- 五 南京政府時期への架橋
  - (1) その他の作品群
  - (2) 郁癡『中國法制史』
- 六 おわりに

## 一 はじめに

近年、中国本土においては自らの中国法制史学の歴史を扱った論考が陸續と公刊されている。最近では特に中国近代法制史学史を主題とする単著も複数刊行されるに至っており、ひとまず学界のため慶事として良いであろう。ただ、これらの著作は何れもある問題を抱えている。こと中国近代法制史学史についていえば、多くの著作において清朝末期の沈家本や梁啓超の作品が扱われた後、分析対象はすぐさま南京政府時期の著作へと移され、北洋政府時期に関する記述がぼっかりと抜け落ちているのである。勿論、中国近代法制史学史に関する情報が皆無というわけではないが、作品名や著者名が端的に示されるのみで、本格的な分析は放置されている。

しかもこの研究の必要性は他分野からも説かれている。荊木美行は日本法制史の概説書を分析した論考<sup>(1)</sup>の末尾において「…中国における中国法制史の概説書の刊行についても、小稿と同様の作業をおこない、日本の場合と比較してみることは、今後の課題である」とし、「中国における法制史の概説書の刊行には、日本の影響がすくなく存在したと考えられる。」(139頁)との見通しを示しているが、残念ながら氏による分析はその後管見の限り発表されていないようである。

勿論この課題について東洋法制史学の側が無為であったわけではない。既に戦前、瀧川政次郎による一連の同時代的な論考<sup>(2)</sup>が発表されていたことが知られている

(1) 例えば周会蕾『中国近代法制史学史研究』(上海人民出版社・2013)、张雷『20世纪上半期法律史家群体研究』(郑州大学出版社・2017)等が挙げられる。勿論その他関連する書籍・論文は何勤华『中国法学史(第三卷)』(法律出版社・2006)「第七节 法史学」等を始め膨大な数に上り枚挙に暇がないため、本稿ではそれらの紹介は割愛し、両書の先行研究整理の部分に委ねることとしたい。

(2) 荊木美行「近代日本における法史学の一側面——概説書の出版をめぐる」(皇學館大學文學部紀要41・2002)参照。

(3) 瀧川政次郎「近代支那に於ける法制史研究素描」(東亞6-12・1933)、瀧川政次郎「隣邦に於ける法制史の研究」(法學志林33-11・1931)、瀧川政次郎「近世の漢律研究について」(史學雜誌52-4・1941)、さらには法制史学史上看過出来ない貴重な情報を含む紀行文である瀧川政次郎「滿洲の學者を訪ねて」(東亞6-7・1933)、瀧川政次郎「燕滬遊記(一)～(五)」(社會經濟史學3-10、11、4-1、2、3・1934)がある(他方で瀧川政次郎「蘇州ところどころ」(藝文1-8・1942)、瀧川政次郎「蘇州遊記(其一)(其二)」(社會經濟史學12-7、8・1942)はどちらかといえば紀行文的要素が強く、法制史に関連する記述は少ない)が、これらはいずれも瀧川政次郎『支那法制史研究』(有斐閣・1940、後に『中国法制史研究』(巖南堂書店・1979)として復刊)には収録されていない。瀧川と中国との関わりについては荊木美行「瀧川政次郎博士と中国法制史」(皇學館大學紀要52・2014)、島善高「瀧川政次郎小伝——東京裁判の頃まで」

が、これもまた北洋政府時期に関する紹介を欠き、かつ郁嶷・丁元普・程樹徳ら民国期の中国人法制史学者の作品についても「特に取り上げて云ふべき程の勞作ではない。」(86頁)と本格的な分析も行わないまま切り捨てている<sup>(4)</sup>。これでは当時の中国人たちが如何なる課題に直面し、それをどのように解決しようとしたのか、その成否も含めて全く五里霧中というよりほかない。

本稿は以上の缺を些かなりとも埋めるべく、前提となる明治初期日本での中国法制史研究及び教育の状況を概観し、北京図書館編『民国时期总书目(1911-1949)法律』(书目文献出版社・1990)等の目録に収録される、北洋政府時期に刊行された中国法制史に関する教科書類を中心的な史料として取り上げ、書誌学的な整理を精密に行うとともに、とりわけその編纂の経緯や方針が如実に現れる著者の序文等を中心にその内容の分析を試み、同時期に展開した中国法制史学の一端を明らかにし、以て清朝末期と南京政府時期の状況を架橋することを目的とした。本稿が先学諸賢の知見を引き出す呼び水ともなれば、その目的の大半は達せられよう。

他方杞憂ながら付記しておくが、本稿はあくまで民国初期に刊行された教科書類からその法制史学の一端を垣間見るものに過ぎないのであり、これが民国期において展開した中国法制史学の全てではないことにくれぐれも留意されたい。むしろ旧来等閑に付されていた部分に光を当てることによって、民国期における中国法制史学を捉え直すに必要な情報を発掘・整理することが本稿の目的であるといえよう。

---

(瀧川政次郎『東京裁判を裁く』(慧文社・2006)所収) 参照。

(4) 瀧川政次郎「隣邦に於ける法制史の研究」(法學志林 33-11・1931)は冒頭「上海あたりで發行せられた支那法制史に關する小冊子が文求堂の店頭にはあらはれ出したのは數年前からの事である。何れも膚淺極まるもので、問題とするに足るものは曾つてなかつたが、」(110頁)との否定的な言辭から始まるが、続けて言及される楊鴻烈『中國法律發達史』(商務印書館・1930)についても相当に辛辣な書評を行っている。当時中国関連文献を豊富に扱い、慶應義塾大学の望月文庫の形成にも大きな役割を果たしたことで著名な文求堂については田中壯吉編輯『「文求堂」主人田中慶太郎：日中友好的先駆者』(極東物産・1987)、八木正自「文求堂田中慶太郎、唐本商の泰斗」(日本古書通信 76-3、4・2011)、慶應義塾大学三田情報センター編『慶應義塾図書館史』(慶應義塾大学三田情報センター・1972) 135~136頁参照。また田中と郭沫若の関係につき成家徹郎「日中友好の断層——郭沫若と文求堂田中慶太郎」(東方 343、344・2009)、成家徹郎「郭沫若と文求堂田中慶太郎」(人文科学(大東文化大学) 15・2010) 参照。

## 二 日本からの影響

以下ではまず民国初期の法制史学へ一定の影響を与え得たと思料される日本語書籍として織田萬『清國行政法』及び明治期日本における中国法制史学の概況と淺井虎夫『支那法制史』に関する状況を整理しておきたい。

### (1) 『清國行政法』とその周辺

織田萬『清國行政法』（臨時臺灣舊慣調査會・1905～1915）の中国語訳の経緯については既に坂野正高による簡要な説明があるので引用しておこう。

「この日本語版が出るにつれて調査会の手で漢訳が作られた。第一巻初版本の漢訳は『清国行政法汎論』として明治四十二年五月に刊行された。この漢文の版は日本語版のままの翻譯ではない。日本語版にあった「裁判制度」の編が削られ、その他の部分についても細部についてかなり改訂がなされている。云いかえると日本語版第一巻の初版から改訂版へと変る中間の段階にあるといえる。その他にこの漢文の版の冒頭には、日本語版の初版にも改訂版にもない「行政法大意」と題する八十二頁にわたる一編がついている。これは中国人の読者の為に特に書下されたものである。ついで、大正四年から六年の間に日本語版の第二巻から第六巻までの漢訳が『清国行政法分論』巻一から巻五までとして刊行され、大正七年には日本語版の改訂第一巻（上・下）の漢訳が『清国行政法汎論』巻上及び巻下として刊行された。

以上は何れも臨時台湾旧慣調査会によって刊行された公定の漢訳本であるが、その他に、鄭箴、陳与年、梁繼棟という三人の清国留学生の手になる第一巻初版本そのままの漢訳がある。これは『清国行政法』と題して光緒三十二年（明治三十九年）四月十三日付で上海広智書局から公刊された（私がみた東大東洋文化研究所所蔵本は同年六月二十五日付の再版である）。織田万によると、この漢訳は調査会の許可を得ないで出版されたものであって、訳文には誤まりが多く、「意義ハ錯置シ、法理ハ顛倒」したものであるという（第一巻初版の調査会漢訳本の序文<sup>(5)</sup>）。

以上の説明に加えて、まずはこの無許可翻訳が外交問題化したことを指摘しておかねばならない。廣智書局版が出た後に織田萬は外務省を訪れて事後処理につき相談しているが、その際の記録には「當時在本邦清國留學生ヨリ本書出版ノコトヲ知り相當ノ對價ヲ以テ頒布ヲ受ケンコトヲ織田氏ニ申出デタルモノアリシモ、同氏ハ本書ノ非賣品タルノ理由ニヨリ之ヲ拒絕シ、若シ清國公使ヨリ公然ノ照會アレバ差支ナキ限りハ相應ノ部數ヲ頒ツコトアルベシト返答シタルコトアリ、之一ハ右留學生ガ無責任ノ翻譯ヲ爲スヲ恐レタルコト、一ニハ本書ノ漢譯ガ鈴木虎雄及狩野直喜兩氏ニヨリテ調査會ノ囑託ノ下ニ着々進行シ居タレバナリ」と当時の状況が述べられている。

驚くべきは織田萬が同時期に安達峰一郎に宛てた書簡の中で「…又右漢譯本之譯者之私立法政大學速成科卒業生なること偶然發見致し…右譯本は實際横濱山下町新民叢報社之出版に係るも、著作権法之適用を免れむ爲め上海廣智書局之名を偽りたるもの由、又譯者は新米業報社梁啓超と相識之關係上繙譯を囑託せられたる様子にて、印刷も該社印刷所にて爲したる形迹有之由、廣智書局が梁啓超に關係ありとの事は承知致居候へども、右様之事實に相成居候事迄は夢にも想はず…」と述べていることである。事の真相は俄かに確認し難いものの、事実だとすれば梁啓超の法制情報への反応の速さが窺える逸話といえよう。

この問題につき外務省は上海総領事を通じて上海道台と交渉したが「該書局ハ英國ニ國籍ヲ有スル支那人ノ經營スルモノナル事判明シタルヲ以テ何等所置ノ途ナキ旨回答」され、英国総領事に掛け合うも「乍遺憾此上進シテ執ルベキノ所置無之」となり、所謂泣き寝入りの形になったようである。上海総領事は「同局ニハ最早賣殘部數無之趣」<sup>(8)</sup>と報告しているが、先に見た坂野正高がその再版を手に行っているこ

(5) 坂野正高「日本人の中国観（上）」（思想 452・1962）71頁参照。同論考は後に坂野正高『近代中国外交史研究』（岩波書店・1970）に収録されている（当該箇所は同 386頁）。

(6) JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. B13080814200、「台湾旧慣調査会編纂ノ清国行政法ヲ清國人ニ於テ反訳出版発売ノ件」、外務省記録 7門 2類 1項 1-2（外務省外交史料館）所収、「臺灣舊慣調査會編纂ノ『清國行政法』ト題スル非賣品書籍ヲ清國上海ニ於テ無斷繙譯ノ上發售頒布シタル件」（第4～7画像、引用部分は第4画像）参照。

(7) JACAR：Ref. B13080814200所収、「清國行政法無斷繙譯發賣ニ關スル件」（上海総領事より外務大臣宛）に含まれる織田萬より安達峰一郎宛書簡（明治 39年 9月 1日消印）（第17～20画像）参照。ちなみに織田と安達は帝國大學法律學科（參考科第二部（仏蘭西法））明治 25年 7月の同期卒業、後に清国法律顧問となる松岡義正も同期である。

とに見られるように、版を重ねて流通したようである。

公式の中国語訳の流布について織田萬は1942年8月末段階で「…漢譯の方は幸ひに譯者その人を得、何處に出しても愧づかしからぬ立派なものが出來た。その支那への配布は總督府に一任しておいたので、どういふ方面に向けて配布されたか分からないが、配布を受けたらうと想像されるその当時の要人たちは、今は既に或は死亡し、或は老衰してゐるであらうし、現在の要人と謂はれる手合ひにはおそらく配布されてないであらう…」<sup>(9)</sup>と回想している。

『清國行政法』について今一点補足しておくべきはその中国語訳の作成者である。先に見た外務省記録では鈴木虎雄<sup>(10)</sup>の名前が挙がっていたが、翻訳者について織田萬は『清國行政法汎論』(巻上)(臨時臺灣舊慣調査會・1918)の巻頭において「…譯本の撰に至りては、原刊の汎論は、關口隆正氏に起稿を囑したり。其の分論・各編暨び改訂の汎論は、俱に補助委員内村邦藏氏に委ね、終始專辦せしむ。…」(2頁)(原文は漢文、書き下し筆者、〔 〕内は筆者註(なお難解と思しき単語には『中日大辞典』(増訂第二版)(大修館書店・1986)等を参照して語釈を付した)、以下同じ)と明記している。

關口隆正<sup>(11)</sup>は台湾旧慣調査の首班である岡松參太郎の父・岡松甕谷の下で学んでお

(8) 以上に付きJACAR: Ref. B13080814200 所収、「清國行政法無斷翻譯發賣ニ關スル件」(上海總領事より外務大臣宛)(引用部分は第14、21画像)参照。

(9) 織田萬「清國行政法調査についての苦心」(織田萬『法と人』(春秋社松栢館・1943)所収)325~326頁参照。記事末に「昭和一七・八・三〇・稿」とある。なお同文に拠れば杉田義雄に依頼しての仏語訳の計画(実現せず)もあったという。

(10) 小川環樹「鈴木虎雄先生のこと」(新潮54・8・1957、後に小川環樹『談往閑語』(筑摩書房・1987)に収録、同書には小川によるその他の鈴木虎雄関連記事も収録)、吉川幸次郎「鈴木虎雄先生の功績」(図書163・1963)、吉田町教育委員会編『名誉町民豹軒鈴木虎雄先生』(吉田町教育委員会・1964)、「先學を語る 鈴木虎雄博士」(東方學52・1976、後に東方学会編『東方学回想Ⅱ先學を語る(2)』(刀水書房・2000)に収録)、興膳宏「鈴木虎夫」(江上波夫編『東洋学の系譜』(大修館書店・1992)所収)、森岡ゆかり『近代漢詩のアジアとの邂逅』(勉誠出版・2008)、中野目徹『明治の青年とナショナリズム』(吉川弘文館・2014)「第3章 鈴木虎雄と陸羯南」等参照。

(11) 「関口隆正 明治・大正期の漢学者 ㊦安政3年5月(1856年)㊧大正15(1926)年4月26日 ㊨儒者・清水磯洲の末子に生まれ、のち元老院議員・関口隆吉の養子となる。安井息軒・大橋陶庵に經学を学び、更に儒者・岡松甕谷の門下となり岡松塾・紹成書院の幹事となる。漢学者となり、耕堂と号した。明治12年司法省法学生の試験に合格したが、17年清(中国)に留学、上海で勉学、また杭州の俞曲園などにも学んだ。日清戦争・日露戦争では陸軍通訳として従軍。のち旅順高等学堂の教授を務め、中国学生の養育に従事した。著書に「和漢両文滿洲鉄道唱歌、附台湾歴史歌、朝鮮歴史歌」「滿洲産物字彙」がある。」(日外アソシエーツ『20世紀日本人名事典』あ~せ(日外アソシエーツ・2004)1395頁)。関口がその師の師である帆足万

り、或いはその縁もあったのかも知れない。ただ上記の通り、分論及び改訂された汎論部分、即ち実質上の大半の翻訳を行ったのは内村邦藏であった。織田は「又専ら清國行政法の漢譯に任ずる爲めの補助員として内村邦藏と云ふ人があったが、實に世にも稀れな漢文の大家で、古體今體は言ふに及ばず、駢體の文章をも巧みに書いた人で、彼の有名な荒尾精の同志として、支那の事情にも精通してゐた。その詩文などを集めたものが、非賣品ではあるが、退帯遺稿として最近に發行されてある<sup>(13)</sup>」と述べている。

その『退帯遺稿』（立命館出版部・1941）巻下に付せられた「退帯内村先生事略」に拠れば、内村邦藏は現在の島根県出雲市出身、神童の誉れ高く内村鱸香<sup>(14)</sup>の養子となり、松江中學校卒業後重野安禪（成齋）門下に学び、その才は中村敬字からも高く評価されたという。興亞會支那語學校で中国語を、同人社で英語を学び、明治27（1894）年7月東京法學院英語法學科を優等者として卒業<sup>(15)</sup>、後に荒尾精と意気投合、日清戦争では通訳官として従軍し、戦後台湾に渡るも荒尾の急逝により帰還、京都に居を定めた。その後順天時報の主筆となり、日露戦争でも通訳官として従軍し、再び京都に戻り建仁寺の竹田黙雷の下に参禅、その中国語の才能を生かして諸機関の公文の起草に関わり、昭和12（1937）年に76歳で逝去している。

中でも注目されるのは、内村邦藏が東亞同文會のために大清律及び大清会典の訳述を行ったという記述である。東亞同文會纂譯『大清律』（東亞同文會・1904）がこれに当たると思われる。同書に翻訳者の名は記されていないが、内村の手になる

里の墓参に訪れた挿話が帆足図南次「夢界遊人のこと」（日本歴史213・1966）に紹介されている。また関口と台湾の関係については薛格芳「日本統治時代の台湾歴史像——関口隆正著『台湾歴史歌』の考察」（比較文化史研究13・2012）に詳しい。

(12) 町田三郎「岡松麩谷のこと」（中国哲学論集（九州大学）13・1987、後に町田三郎『明治の漢学者たち』（研文出版・1998）に収録）参照。

(13) 織田萬「清國行政法調査についての苦心」（織田萬『法と人』（春秋社松柏館・1943）所収）319頁参照。

(14) 桑原羊次郎編『勤王儒者内村鱸香先生』（鱸香先生顕彰會・1939）、岩成博「幕末の勤皇儒者内村鱸香に就いて」（最新史觀國史教育9・5・1940）、伊藤貫一「内村鱸香の事」（傳記9・12・1942）、伊沢元美「二葉亭四迷と内村鱸香」（島根大学論集（人文科学）14・1965）、佐野正巳「内村鱸香伝記考証序説（上）（中）」（人文研究（神奈川大学）87、93・1983、1985）、乾隆明「内村鱸香とその時代」（湖都松江19・2010）等を参照。彼が松江に開いた私塾相長舎では梅謙次郎や若槻礼次郎、二葉亭四迷らが学んでいる。後に中国人留学生教育や清朝の近代的法典編纂を支えた日本人顧問の人選に関与した梅謙次郎と繋がっているのは興味深い。

(15) 「東京法學院第九回卒業証書授與式」（法學新報40・1894）参照。



ものとして良いであろう。東亞同文書院の前身である日清貿易研究所を設立したのは他ならぬ荒尾精であり、彼との関係も背景にあったのかも知れない。『退帯遺稿』巻下に付せられた「退帯内村先生事略」には『清國行政法』の翻訳についても「臺灣總督府清國行政法を考査するに至りても、又た先生の漢譯の衰然〔ゆうぜん抜きん出る様子〕たるに屬ゆだねて帙を成す」と明記されている。

## （2）明治初期の中国法制史学と浅井虎夫『支那法制史』

さて次に、以上とは別の方面から中国へ影響を与えた要素として、明治初期における日本の中国法制史学の概況と浅井虎夫『支那法制史』（博文館・1904）について取り上げることとしたい。特に前者は折しも清朝で上奏されていた大學堂章程（光緒29年11月26日（1904年1月13日）<sup>(16)</sup>）の前提として重要な意義を有すると目されるからである。

清朝における新たな近代的な大学のあり方を規定した大學堂章程には各科大学の開講科目が規定されているが、そのうち政法科大學の法制史系の科目として「大清律例要義」「中國歷代刑律考」「中國古今歷代法制考」の三科目が設置されている。このことは既に島田正郎『清末における近代的法典の編纂』（創文社・1980）「第八章 清末の法學教育」により紹介されており、特に前二者について島田は「これらは固より今日いうところの法制史學というようなものではなく、各朝代の法典をそれとして講ずるという域を出なかったと思われる」（235頁）としながらも、それらに関わりがあると推定される東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵の講義校本二種（姚大榮「唐律講義」・吉同鈞「大清律例講義」）を紹介している。

一方で不可思議なことに、島田は三科目めの「中國古今歷代法制考」について全く触れていない。しかしながらこの科目は經學科大學各學門では補助課として、政法科大學では政治學門・法律學門共に主課として、文學科大學では中國史學門で主課、萬國史學・中國文學門では補助課として講じられ、その内容についても「中國古今歷代法制考 此時暫く近人編する所の『三通考輯要』を摘講するを行ひ、日本に中國法制史有れば、其の義例に仿ひ自ら編纂・教授を行ふべく、較して簡易と爲

(16) 大學堂章程は『大清光緒新法令』第十一冊（商務印書館・1909）20丁以下に所収。

す」と明確に規定されているものなのである。

「三通考輯要」とは当時刊行されていた湯壽潛輯『三通考輯要』（圖書集成局・1899）のことと推定され、同書は「三通考」即ち『文獻通考』・『續文獻通考』・『皇朝文獻通考』の内容を簡略にまとめたものである。この「三通考」を含め古来「九通」（『通典』・『通志』・『文獻通考』・『續通典』・『續通志』・『續文獻通考』・『皇朝通典』・『皇朝通志』・『皇朝文獻通考』）と呼ばれてきた書物は、周知の如く中国古来の典章制度を詳細に説いたものとして尊重されてきたものであるが、一方でその全巻購入及び読破が不可能な程の情報量の膨大さから、簡易版の登場を求める声に応じて『三通考輯要』が編纂されたようである。同様の試みとして『三通考詳節』（鴻寶齋書局・1901）も刊行され、巷に流布していたことが知られている。

こうした「九通」の参照の不便さを解消したいという試みは他にも行われている。例えば孫榮編撰『古今法制表』（四川瀘州學正署・1906）は「寒なる者〔貧者〕は<sup>あがな</sup>購ひ難く、<sup>けみ</sup>購ふ者も<sup>けみ</sup>関し難き」（發凡1丁）九通の不便さを解消し、他方で三通考のみで『通典』・『通志』に拠らない『三通考輯要』・『三通考詳節』の欠点をも補うことを目途として編纂されたものである。同書は当時教科書として利用されることを期して審定に臨んだが、参考書としての利用は可、との評価に止まったことが明らかにされている<sup>(17)</sup>。

さて、もう一点注目されるのは「日本に中國法制史有れば、其の義例に<sup>(18)</sup>仿ひ自ら編纂・教授を行ふべく」とある点である。この章程自体服部宇之吉の手になるという証言があるが、ここでいう「日本に中國法制史有れば」は<sup>(19)</sup>具体的に何を指すのであろうか。まず考えられるのは当時日本において行われていた中国法制史、就中大

(17) 鈴木正弘「清末における歴史教科書の改良——教育近代化における教科書審定の意義」（日本の教育史学 49・2006）。

(18) 服部先生記念會編刊『服部先生記念會誌』（服部先生記念會・1928）、服部先生古稀祝賀記念論文集刊行會編『服部先生古稀祝賀記念論文集』（富山房・1936）、「服部宇之吉先生著述目録」（斯文 20・5・1938）、「服部隨軒先生追悼録」（斯文 21・9、10・1939）、「服部先生追悼録」（漢學會雜誌 7・3・1939）、また曾我部静雄「法制史家としての服部宇之吉博士」（文化（東北大学） 45・1/2・1981）参照。

(19) 井上翠は「服部（筆者註：宇之吉）が小學校から大學校までのこまかい學科課程まで作られたことなどは、本邦人は勿論、中國人の間でも知っている者は少いだろうと思います。」（井上翠『松壽自述』（大阪外國語大學中國研究會・1950）14丁）としており、また服部の令息服部武も「…父自ら學校章程を定めて政府をして發布せしめ…」（服部武「濱尾先生と父」（「服部先生追悼録」（漢學會雜誌 7・3・1939）所収）と証言している。

学における中国法制史研究・教育である。以下、(東京)帝國大學における状況を瞥見しておこう。

東京大學法學部では明治10(1877)年、開設当時の学科課程に「支那法律要領(唐律明律清律)」が見えるが、明治13年度には削除されている。これ以前に既に明治4年、南校が文部省に対し『大清律[例]会通集成[新纂]』や『明律国字解』といった律の解説書や官箴等の貸与を求め、また東京開成学校において「律」教育が行われていたこと、明治7年当時「日本古今ノ法律」の授業を鶴田皓が担当していたこと、また明治10年からの「支那法律要領」が実際には開講されなかったようであること等、大変興味深い事実が先行研究によって明らかにされている。<sup>(20)</sup>

これに対し「日本古代法律」は継続して設置されており、教職員についても明治10年に日本古代法律担当として横山由清(講師)、明治12年に横山由清(教授)、黒川眞頼(教授)、明治13年1月29日に木村正辭(員外教授)、同年12月2日に大澤清臣(准講師)、明治14年7月14日に飯田武郷(助教授)が着任している。<sup>(21)</sup>

明治18(1885)年法科大学に改組の後、法制史は暫く姿を消すが、明治23年の学科課程に「法制沿革通論」及び「日本法制沿革」として再登場する。翌年の学科

(20) 水野博太「東京開成学校及び草創期の東京大学における漢学の位置と展開」(東京大学文書館紀要36・2018)4~6頁参照。明治10年度において「支那法律要領」が開講されなかったであろうことについて同論文が註34で参照する東京大学史料研究会編『東京大学年報』第1巻(東京大学出版会・1993)106頁には「東京大学法理文學部第六年報」の一部として「東京大学法文理學部教授受持學科表 自明治十年九月至十一年八月一學年間」が収録されており、確かに「支那法律要領」は登場しない。続く明治11、12年度分の「東京大學法文理學部教授受持課目表」・「東京大學法文理學部教授受持學科表」(東京大学史料研究会『東京大学年報』第1巻(東京大学出版会・1993)135、149頁)にも登場しないことから、結局のところ明治10年から13年まで、その重要性は一定程度認識されながらも開講されなかったであろうことが推定される。

(21) 以下の法学部の動向については『東京帝國大學五十年史』(東京帝國大學・1932)上册566~615、1106~1155頁、下册141~209、682~731頁参照。また明治最初期の日本法制史の研究・教育状況については瀧川政次郎「明治初期の法制史學」(我等11・6・1929)を受けて書き継がれた瀧川政次郎「法制史」(歴史教育7・9・1932、後に歴史教育研究会『明治以後に於ける歴史學の發達』(四海書房・1933)に収録)、瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史學の發達」(瀧川政次郎『日本法制史研究』(有斐閣・1941)所収)に詳しいのでそちらに譲る。同時期の日本法制史學の動向についてはさらに石井良助「日本法制史研究の發達」(東京帝國大學『學術大觀 法學部經濟學部』(東京帝國大學・1942)所収)、石井良助「日本法制史學八十八年——東京大學における」(國家學會雜誌81・1/2・1968、後に石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』増補版(創文社・1972)に収録)、熊谷開作「明治時代における法学教育と法制史教育」(平松義郎編『法制史教育の現状と問題点』(法制史研究22号別冊)(創文社・1973)所収)、近年の研究として藤田大誠「近代国學と日本法制史」(國學院大學紀要50・2012)を参照。

課程にも「本邦法制沿革」が見えるが、明治26年に至り学科編成が変わり、この際に法制史と比較法制史の二科目へと整理され、同年9月9日宮崎道三郎が法制史比較法制史講座担当教授として着任（羅馬法講座と兼担、翌27年9月8日より羅馬法講座は戸水寛人が担任、宮崎は法制史比較法制史講座担任）するに至る。その後明治35年3月に至り法制史講座から比較法制史講座が分立、前者は引き続き宮崎道三郎、後者は美濃部達吉が担任した。<sup>(23)</sup>

以上の東京大学法学部・法科大学における法制史講座は主として日本法制史、比較法制史講座は西洋法制史を扱うものであり、法制史の講義において律令の母法として中国に言及されることは皆無ではなかったにしても、それは講義全体から見れば一部に過ぎず、他方で比較法制史の「比較」の対象として東洋が扱われることもなかった。<sup>(24)</sup> 法学部・法科大学においては本格的な中国法制史が扱われたとはいえない状況にあったものと思われる。<sup>(25)</sup>

(22) 「宮崎道三郎先生小傳」（宮崎於菟丸『宮崎先生法制史論集』（岩波書店・1929）所収）、奥野彦六「見聞した法律学者の話（続）四 日本法制史・宮崎道三郎先生」（創価法学3・4・1974）、柏村哲博「設立者総代 宮崎道三郎の生涯」（日本大学史紀要1・1995）、宮崎誠・柏村哲博「宮崎道三郎のドイツ留学について」（日本大学史紀要5・1998）、宮崎誠「宮崎道三郎のドイツ留学について（補遺）」（日本大学史紀要6・1999）参照。また宮崎が中国・朝鮮といった地域に広く関心を寄せていたことにつき和仁かや「宮崎道三郎と伴信友の「カササギ」——法制史学黎明期へのアプローチ」（神戸学院法学42・3/4・2013）参照。

(23) 比較法制史はその後明治44（1911）年9月中田薫がこれを引継ぎ、大正5（1916）年9月に西洋法制史講座へと改称される。大正11（1922）年3月に宮崎が退官した後は中田薫が両講座を兼担した。

(24) 高瀬暢彦「宮崎道三郎の法史学講義」（日本大学史紀要2・1996）、吉原達也「宮崎道三郎博士の講述『比較法制史』について」（日本法学84・3・2018）参照。

(25) ちなみに東京大学法学部に正式に東洋法制史講座が設置されるのは1960年4月のことであり、当時教授に昇任していた滋賀秀三がこれを担当した。これ以前に1937年2月、中田薫は既に『唐令拾遺』で帝国学士院恩賜賞を受賞していた仁井田陞の助教授任用を推薦し、同月仁井田は『唐宋法律文書の研究』により博士学位を授与（同時に石井良助も博士学位授与）されるも、同4月中田は定年退官、その後同6月10日教授のみの教授会において「将来教授たるべき見込みなき助教授はこれを置かざること、その意味は、専任教授を置き得ざる科目の為に専属の助教授を置かず、必要あらば関係科目に属する助教授として採用すること…」が決議され、同24日仁井田陞の助教授への推薦は学部長（当時田中耕太郎）として撤回することとされた。恐らくは東洋法制史講座が設置されていなかったことと関連するものと推定される。しかし仁井田はその後度々法学部において支那法制史の講義を担当しており、1942年に東洋文化研究所教授に就任するに至る。1945年10月には法学部において支那法制史講座の設置要求が決定されるが、実現を見たのは先述の通り1960年、純増ではなく振替定員を以て認可される形であった。以上につき東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史一』（東京大学・1986）226～228、233～234、252、287頁参照。

他方東京大學文學部・文科大學においては（講義の開講情況については【附表】参照）、明治 15（1882）年設置の古典講習科の学科課程に「支那法制」「法制」の講義が見える。概ね日本古代の法制が講義されているが、講義内容のうち中国に関連するものについては「第一期「又兼て唐宋八家文の講義を授け通鑑學要を質問せしむ」、第二期「又兼て唐宋八家文の講義を授け前年より引續き制度通唐六典を質問せしむ」、第三期「又兼て唐律疏議を講授す」、第四期「又兼て前年より續きたる唐律疏議を講授す」、第五期「又兼て前年より續きたる唐律疏議を講授す」とされている<sup>(26)</sup>。

翌明治 16（1883）年の学科課程では古典講習科國書科第一期～第六期に「法制」、第二期～第六期に「支那法制」、漢書科第三、七、八期に「法制」が見え、國書科については先に掲げた講義内容が、漢書科については「第三期「又兼て六典法制を講授す」、第七期「明律法制を輪講せしめ…令義解法制を質問せしむ」、第八期「明律を輪講し令義解法制を質問せしむ」とされている。担当教員としては明治 15 年時点で小中村清矩<sup>(27)</sup>（法制）、翌 16 年では小中村に加えて宮崎道三郎（日本古今法制・助教）、佐藤誠實<sup>(28)</sup>（法制・准講師）の名が挙がっている<sup>(29)</sup>。また明治 17 年には「唐律」

(26) 『東京大學法理文三學部一覽 從明治十五年至明治十六年』（丸家善七・1882）134～136、208 頁参照。また古典講習科につき藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂・2007）第五章、町田三郎「東京大学『古典講習科』の人々」（哲学年報（九州大学）51・1992、後に町田三郎『明治の漢学者たち』（研文出版・1998）に収録）、齋藤希史編『近代日本の国学と漢学 東京大学古典講習科をめぐる』（東京大学グローバルCOE「共生のための国際哲学教育研究センター」・2012）、佐藤文樹「帝国大学古典講習科国書課」（Ⅰ）（Ⅱ）（明治村通信 180、192・1985～86）、佐藤文樹「帝国大学古典講習科国書課と父」（Ⅲ）（Ⅳ）（明治村通信 197、198・1986）参照。

(27) 小中村に関する研究は膨大であるが、「傳記 故會員文學博士小中村清矩の傳」（東京學士會院雑誌 17・9・1895）、中邨秋香「小中邨清矩先生小傳」（榎岡良弼『如蘭社話』後編 卷 17（榎岡良弼・1916）所収）、久松潜一「小中村清矩の學問——國學と國文學との關係に關して」（國語と國文學 20・10・1943）、佐佐木信綱指導・高野千恵子執筆・玉井幸助校閲「小中村清矩」（昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二卷（光葉会・1956）所収）、内野吾郎「小中村清矩——過渡期の国学と律令学」（國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』（國學院大學日本文化研究所・1998）所収）、大沼宜規「古典講習科時代の小中村清矩——日記にみる活動と交友」（近代史料研究 2・2002）、長又高夫「小中村清矩の律令学」（古代文化 55・9・2003）、また大沼宜規編著『小中村清矩日記』（汲古書院・2010）が刊行されている。最近の研究として宮部香織「小中村清矩と法制学講義」（國學院大學 校史・學術資産研究 5・2013）がある。

(28) 佐藤誠實著・瀧川政次郎編『佐藤誠實博士 律令格式論集』（汲古書院・1991）参照。

(29) 『東京大學法理文三學部一覽 從明治十六年至明治十七年』（丸家善七・1884）141～145、214～217 頁参照。

の試験が行われていたことが池辺義象の日記に確認出来ることが指摘されている。<sup>(30)</sup>

明治18（1885）年度の古典講習科の受持学科としては、國書科の法制に小中村清矩、内藤耻叟<sup>(31)</sup>、南摩綱紀<sup>(32)</sup>、木村正辭、法制・支那法制に岡松甕谷、漢書科の法制に三島毅<sup>(33)</sup>の名が上がっている。岡松については「岡松先生は、「制度通」の支那の方面や「綱鑑易知録」を講義せられました。」との回想があり、同年度の南摩綱紀の申報には「同二年生ハ唐六典ヲ講セシメテ其誤謬ヲ正ス」とあるので、当初の学科課程に挙げられた講義内容が実施されていたことが確認出来るが、古典講習科は明治18年には新規募集を停止、後に廃止されるに至る。

文學部では明治18（1885）年2月和文學科と漢文學科の分立が許可されるに至るが、加藤弘之上申の両科の学科課程案に既に「法制（日本及支那）」が登場している。<sup>(36)</sup> 明治19年文科大學に改組の後には「和漢古代法制」が哲学科・和文學科・漢文學科の科目に見え、明治20年学科増設後の学科課程にも「日本支那古代法律」が

(30) 大沼宜規「池辺義象の日記——古典講習科生徒の青春」（日本史学集録37・2015）52頁上段参照。

(31) 「内藤耻叟」（木戸倅太郎編『常總名家傳』第一卷（會始書館・1890）所収）、「正七位内藤恥叟君肖像小伝」（新井朝定編『文武高名録』（新井朝定・1893）所収）、久木獨石馬「學者にして智者なりし内藤耻叟」（大日39・1932）、「内藤耻叟先生」（猪狩史山『野人言』（香蘭社・1937）所収）、「栗田寛博士と内藤耻叟」（景浦直孝『伊予史点描 景浦稚桃遺稿集』（伊予史談会・1970）所収）、秋元信英「内藤耻叟」（國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』（國學院大學日本文化研究所・1998）所収）等参照。

(32) 「碩儒南摩綱紀翁」（中村木公編『名家長壽實歴談』（實業之日本社・1907）所収）参照。

(33) 三島毅（中洲）に関する研究は膨大であるが、古典講習科での三島の活動については特に町泉寿郎「三島中洲と東京大学古典講習科の人々」（戸川芳郎編『三島中洲の学芸とその生涯』（雄山閣出版・1999）所収）を参照。また法学から見た三島については同書所収の諸論考のほか福島正夫「在朝法曹時代の三島中洲」（浦野匡彦他編『二松学舎百年史』（二松学舎・1977）所収）も参照。伝記的情報についてはさらに山口角鷹編『三島中洲——二松学舎の創立者』（二松学舎・1977）、山田琢・石川梅次郎『山田方谷・三島中洲』（明德出版社・1977）、中田勝『三島中洲』（明德出版社・1990）、三島正明『最後の儒者——三島中洲』（明德出版社・1998）を参照。

(34) 和田英松（中島唯一記）「古典講習科時代」（國語と國文學11・8・1934）37頁。同記事には「岡松（甕谷）先生は、落第點もつけられない代りに百點もない、何でも御自身が百點で、自分だけ出來ねば百點はやれぬと仰つたとかいふ噂でした。」（36頁）、また「ある日、誰かその桌の子を捕へて来て先生の卓子の上に置いておいたのです。そこへ入つて來たのが、この岡松先生で、「漢籍に鼻を食ふといふ事があるから、貰つて行つて子供等に食べさせよう」と仰つて、それを持つてお歸りになつたことがありました。」（37頁）等、岡松の逸話が語られていて興味深い。収録雑誌の同巻同号には佐佐木信綱（藤川忠治記）「古典科時代のおもひで」（國語と國文學11・8・1934）もある。

(35) 「文科大學年報 自明治十八年九月至明治十九年十二月」（東京大学史史料研究会編『東京大学年報』第5巻（東京大学出版会・1994）121、132頁）参照。

(36) 『東京帝國大學五十年史』（東京帝國大學・1932）上巻709～714頁参照。

上記三科に見える。担当者として名前が挙がっているのは島田重禮<sup>(37)</sup>、小中村清矩、内藤耻叟<sup>(38)</sup>、南摩綱紀らである。講義内容については明治19年度の島田重禮の上申に「和文學科第二年生ハ支那制度ノ大略ヲ教授セリ文献通考詳節<sup>(39)</sup>中肝要ナル門部ヲ抽キ其源流沿革ノ大概ヲ口授シ後本書ニ就テ之ト参照シ不審ナル処ハ一々之ヲ質問セシム」、また「和文學科第一年生ハ通鑑ヲ獨看セシメ一々疑義ヲ答辯シ」とあり、同年度の南摩綱紀の上申に「…又四月ヨリ唐六典ヲ輪講セシメ」とあることからこれを窺うことが出来る<sup>(40)</sup>。

講義内容について当時講義を聴講していた三上參次は「それから漢文の方では島田重礼先生、…この人に我々は歴史として『資治通鑑』を読まされた。これは辛かったけれども、後に大変ためになったと思っている。一週間に五冊ずつ読んで、教場で質問するのです。…それから内藤耻叟先生は『八家文』を講じられた。これもすこぶるためになり、…また『史記』の列伝や『漢書』なども少し聴いた。それから弱ったのは南摩綱紀先生、これも漢学の大家で『唐六典』を講釈された。これはよほど注意して聴かなければならぬと思ったのですけれども、とんと分らなかったのです。おそらく先生も分らぬだろうということであった。」<sup>(41)</sup>と回想している<sup>(42)</sup>。

(37) 「島田重禮傳」(西村竜三『萬國古今碩學者列傳』(自由閣・1890)所収)、「文學博士島田重禮君小傳」(荻原善太郎『帝國博士列傳』(敬業社・1890)所収)、「會員文學博士島田重禮ノ傳」(東京學士會院雜誌14・2・1892)、「故島田文學博士の畧歴」(哲學雜誌13・139・1898)、「島田重禮」(干河岸貫一編『明治百傑傳』(青木嵩山堂・1902)所収)、町田三郎「島田篁村の學問一斑」(町田三郎『明治の漢學者たち』(研文出版・1998)所収)等参照。

(38) 『帝國大學一覽 從明治十九年至明治二十年』(帝國大學・1886)80~90頁、『帝國大學一覽 從明治二十年至明治二十一年』(帝國大學・1887)129~139頁、『帝國大學一覽 從明治二十一年至明治二十二年』(帝國大學・1888)134~144頁参照。また町泉寿郎「幕末明治期における學術・教學の形成と漢学」(日本漢学研究11・2016)、町泉寿郎「明治日本における學術・教學の形成と漢学」(アジア遊学229『文化装置としての日本漢学』・2019)からは島田の活動を中心に当時の漢学の情況を窺うことが出来る。

(39) (元)馬貴輿著・(清)嚴虞惇錄『文献通考詳節 二十四卷』、乾隆29(1764)年版が東京大学東洋文化研究所図書室所蔵本(請求記号大木:總:志書:通代:25-1~10)、清來堂光緒元(1875)年重刊本が東京大学法学部図書室所蔵本(請求記号甲2:1183、「宮崎藏書」の印記があり宮崎道三郎藏書と推定される)として伝来している。

(40) 「文科大學年報 起明治二十年一月止明治二十年十二月」(東京大学史料研究会編『東京大学年報』第5巻(東京大学出版会・1994)504頁)参照。

(41) 高柳光壽「三上博士追悼記」(國史學38・1939)、辻善之助「故三上參次先生略歴」・中村孝也「三上先生を憶ふ」(ともに三上參次『江戸時代史』下巻(富山房・1944)所収)、中村孝也「シリーズ 近代史学を作った人々 三上參次」(歴史教育研究13・1959)、三上參次『明治時代の歴史学界 三上參次懷旧談』(吉川弘文館・1991)参照。

(42) 三上參次『明治時代の歴史学界 三上參次懷旧談』(吉川弘文館・1991)33~34頁。

明治 22 (1889) 年には國史科の増設に伴い同科で「支那歴史及法制」、漢學科で「支那法制沿革」が講じられており、この段階で「日本法制沿革」と分立し明治 26 年まで同様の科目として講じられているのが確認出来る。担当者としては島田重禮、内藤恥叟、久米邦武、星野恒<sup>(43)</sup>、田中義成<sup>(44)</sup>、重野安繹らの名が挙がっているのが確認出来る<sup>(45)</sup>。

明治 26 (1893) 年に講座制が採られて以降は國文學科で法制史、漢學科で法制史・支那法制史、國史科で法制史・比較法制史・支那歴史及法制が開講されている。『東京帝國大學一覽』はこの年度から担当科目ではなく講座毎に教員名を並べているため、直接法制史を担当したことが確認出来るのは三上參次、小中村清矩、田中義成であるが、島田重禮や星野恒<sup>(46)</sup>らも継続して在籍しており、関連科目を担当した可能性がある。

明治 31 (1898) 年度以降は國文學科で法制史（随意科目）、漢學科史學專攻で支那法制史、及び法制史・支那法制史・比較法制史（いずれも随意科目）、國史科で法制史、支那史及支那法制史、比較法制史（随意科目）、史學科で支那史及支那

(43) 「故本會評議員長文學博士星野恆先生を悼む」（史學雜誌 28-9・1917、巻頭に肖像写真及び弔辞あり）、市嶋春城「豊城星野恒先生」（高志路 3-9・1937）、中尾堯「星野恒」（『日本古文書学講座 第 4 卷 中世編 I』（雄山閣・1980）附録投げ込み冊子（月報）所収）、中村昌司「星野恒」（小田大蔵ほか『郷土の碩学』（新潟日報事業社・2004）所収）、小林勇介『星野恒の基礎的研究』（誠道書店・2016）参照。

(44) 「本會賛成員田中義成君肖像及手蹟」（歴史地理 4-10・1902）、上田萬年「故田中義成博士」（東亞之光 15-2・1920）、三上參次「田中博士の閱歴」（田中義成『南北朝時代史』（明治書院・1922）所収、なお同文は講談社学術文庫版（講談社・1979）にも収録されており、さらに今枝愛真による解説が付されている。同文庫版の『足利時代史』（講談社・1979）には新田英治による解説もある）、佐藤和彦「田中義成」（永原慶二・鹿野政直編『日本の歴史家』（日本評論社・1976）所収）参照。なお田中は晩年中国への出張の機会を得、その内容を田中義成「支那旅行談」（歴史地理 33-5・1919）、田中義成「支那を旅行して」（民族と歴史 1-4・1919）として発表している。特に後者では碑刻史料に直接触れて研究することの重要性が説かれており、史料論の展開過程の一側面として大変に興味深い。

(45) 『帝國大學一覽 從明治二十二年至明治二十三年』（帝國大學・1889）137~150 頁、『帝國大學一覽 從明治二十三年至明治二十四年』（帝國大學・1890）152~165 頁、『帝國大學一覽 從明治二十四年至明治二十五年』（帝國大學・1891）164~178 頁、『帝國大學一覽 從明治二十五年至明治二十六年』（帝國大學・1892）166~182 頁参照。

(46) 『帝國大學一覽 從明治二十六年至明治二十七年』（帝國大學・1894）170~186 頁、『帝國大學一覽 從明治二十七年至明治二十八年』（帝國大學・1895）175~191 頁、『帝國大學一覽 從明治二十八年至明治二十九年』（帝國大學・1896）168~184 頁、『帝國大學一覽 從明治二十九年至明治三十年』（帝國大學・1896）180~197 頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十年至明治三十一年』（東京帝國大學・1897）195~213 頁参照。



法制史、及び法制史・比較法制史（随意科目）が開講されている。この体制が明治36年度までは確認出来るが、明治37年度に至り九学科制から三学科制に改正された時点で法制史関連の科目が『東京帝國大學一覽』からは確認出来なくなる。<sup>(47)</sup>

明治32（1899）年から35年まで文科大學漢學科に在籍した浅井虎夫に関しては「…宮崎道三郎博士は、明治三十五年（一九〇二）まで、法科大學の法制史比較法制史講座を擔任され、…美濃部達吉博士は、…三十五年（一九〇二）歸朝後ただちに教授となつて、新設の比較法制史講座を擔當した。文科大學において、第一・二年次で法制史が、二年次で比較法制史（のちの西洋法制史）が授業科目として定められてゐたので、浅井先生はその講義を受けられたのであらう。但し、美濃部博士の講義を聽かれたのは、卒業後のことである。なほ、當時文科大學では、根本通明<sup>(48)</sup>博士が通年の支那法制史を擔當してゐたが、内容は易一點ばりで、浅井先生の學問に影響を與へてゐるとは思はれない。」<sup>(49)</sup>との紹介がある。

根本通明の講義についてはさらに「漢學科は經史文の三班に小分され、例へば月曜の第一時限の時間表に、經班には支那哲學史、史班には支那法制史、文班には支那文學史とあつても、同時間に根本先生が易を講ぜられ、ば、經班の學生は之を哲學史として、史班は法制史として、又文班は之を文學史として聽講致すのである。中に不服を申出るものがあつても一向御構ひなしで、先生に従へば易の中に哲學もあれば、法制も、文學も悉く兼ね備はつて居り、換言すれば易は萬物の總本であるから、易にさへ通ずればそれで宜しいのである。先生は自説を主張して、古註も新

(47) 『東京帝國大學一覽 從明治三十一年至明治三十二年』（東京帝國大學・1898）193～216頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十二年至明治三十三年』（東京帝國大學・1899）191～214頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十三年至明治三十四年』（東京帝國大學・1900）193～217頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十四年至明治三十五年』（東京帝國大學・1901）201～225頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十五年至明治三十六年』（東京帝國大學・1902）204～228頁、『東京帝國大學一覽 從明治三十六年至明治三十七年』（東京帝國大學・1903）223～248頁参照。

(48) 根本通徳編刊『羽嶽根本先生年譜』（根本通徳・1901）、石橋哲爾「憶根本通明先生」（日本教育4・1906）、三宅雄二郎「根本通明氏」（三宅雄二郎『偉人の跡』（丙午出版社・1910）所収）、小野田亮正「恩師根本通明先生」（弘道549～554、557・1938）、中山久四郎「根本通明先生」（歴史教育2・4・1954）、塩谷温「根本通明先生」（塩谷温『天馬行空』（日本加除出版・1956）所収）、新野直吉「維新政局から脱落した武士学者——根本通明の生涯」（日本歴史250・1969）、佐々木人美「武士学者・根本通明」（秋田県立博物館研究報告34・2009）等参照。

(49) 嵐義人「浅井虎夫小傳」（浅井虎夫著・瀧川政次郎解題『支那二於ケル法典編纂ノ沿革』（汲古書院・1977）所収）399～400頁。

註も盡く排斥されるのであるから、試験は極めて簡単であつた。<sup>(50)</sup>との回想もある。

瞥見するに以上のような状況であったわけであるが、系統的かつ詳細な中国法制史研究乃至教育が行われてきたとは流石にいい難いものがある。<sup>(51)</sup>清朝において大學堂章程を作成するに当たってまさか「易一點ばり」の講義を参考にするわけには行かなかったものと推定されるが、注目されるのは島田重禮の講義において「文獻通考詳節中肝要ナル門部ヲ抽キ」とある箇所である。制度の概要について『文獻通考』を始めとする九通のいわば簡略版に拠ってこれを講じるという形式が共通しているのは興味深い。<sup>(52)</sup>しかも島田重禮は大學堂章程を手がけたとも伝えられる服部宇之吉の岳父であり、或いはその経路から関連情報を得ていた可能性も皆無ではなからう。<sup>(53)</sup>

上記のように明治初期の日本の大学における中国法制史学からの影響が決定的なものであるかどうかは判断の難しいところである。しかし、大學堂章程の上奏の日付からは2ヶ月程遅れての刊行にはなるが、結果的に中国に多大な影響を与えたものとして浅井虎夫『支那法制史』（博文館・1904）の存在は指摘しておかなければならない。加藤繁に拠れば同書は「古代から明代に至る各時代の行政法刑法民法の

(50) 塩谷温『天馬行空』（日本加除出版・1956）56頁。ちなみに塩谷温と浅井虎夫は漢学科の同期卒業（明治35年7月）であり、幕末の儒学者として高名な塩谷岩陰は塩谷温の大伯父に当たる。宇野哲人等「塩谷節山先生を偲ぶ」・「塩谷節山先生年譜・著述目録・講義題目」（東京支那学報9・1963）、竹内照夫「塩谷節山先生のこと」（在家仏教102・1962）、「節山塩谷温先生追悼号」（斯文36・1963）、「先学を語る 鹽谷温博士」（東方學72・1986、後に東方学会『東方学回想Ⅱ 先学を語る（2）』（刀水書房・2000）所収）等参照。

(51) 古典講習科で「法制」を担当していた小中村清矩の「令義解疏証」について宮部香織「小中村清矩と法制学講義」（國學院大学 校史・学術資産研究5・2013）は「唐律の条文や『唐六典』、『通典』などの日本の律令の母法である唐の法典・法律書、また経書や正史の類はもちろん、明律の条文、明律を日本語で解説した荻生徂徠の『明律国字解』など明代の法典・法律書の類も引用されており、…」（31～32頁）とし、この作品に基いて古典講習科での講義が行われたであろうことを指摘している（同42頁）。従って「法制」の講義において部分的に中国法制史に関する内容が講義された可能性はあるが、あくまで日本法の母法として関連する限りにおいて言及されたものとみるべきであり、「法制」の講義自体はやはり日本法制史の講義であったとすることが妥当であろう。

(52) 水野博太「東京開成学校及び草創期の東京大学における漢学の位置と展開」（東京大学文書館紀要36・2018）11頁が島田重禮につき「「要旨」重視の教育」を目指していたとする指摘はこれに関連して大変重要なものと思われる。

(53) 島田と服部の関係については水野博太「19世紀末における漢学と「支那哲学」——服部宇之吉の学問的可能性と清国留学への道程」（思想史研究21・2015）が島田の方法論・学問的関心が服部により継承されてゆく様相を詳細に追跡している。

梗概を敍したもので、菊版三八四頁、別に附録として「清朝の法典に就いて」の一篇を添へて居る。勿論簡略ではあるが、新しい見方、新しい形式で、支那法制の變遷發達を説明した最初のもので、此の意味に於て長く注意すべきものであるばかりでなく、今日に於ても支那法制史研究の入門としては、先づ此の書を推さなければならぬまい。此の書の草稿は君の大學在學中に既に出て来たといふことである。<sup>(54)</sup>とのことである。

淺井虎夫の知的背景について嵐義人は「…『支那法制史』の凡例には、「本書の體裁はブルネルの獨逸法制史イェリングの羅馬法制史グリムの著書を參酌し兼て宮崎美濃部兩法科大學教授の講義に負ふ所あり」と見え、また、『支那日本通商史』の凡例にも、「本書第二編第一章第二章は、在學中恩師星野博士が鹽谷兄及余等の爲に特に講ぜられたる、日本三韓支那交通史を參考せる所多し」と記されている。」と指摘し、さらに「…支那歴史の教科を受持たれた市村瓚次郎博士<sup>(55)</sup>に多大の影響を受け、かつ直接の指導を迎いでゐたやうである。また通年の國史は、一・二年次においては星野恆博士に、三年次では内田銀藏博士に就いて學ばれたやうである。」<sup>(56)</sup>としている。

この『支那法制史』は約2年半の後に中国語へと全訳され、淺井虎夫編（邵修文<sup>(57)</sup>・王用賓<sup>(58)</sup>譯）『中國歷代法制史』（古今圖書局及び晉新書社・1906）として刊行さ

(54) 加藤繁「故淺井虎夫君の業蹟」（史學雜誌 40-4・1929）117 頁參照。

(55) 倉石武四郎講義『本邦における支那學の發達』（汲古書院・2007）に「市村先生は、主として、支那史概説、および思想史を講じ、別に「清朝建国史考」「唐代制度考」「支那近世學藝史」「支那文化史考」などを講じ、「唐六典」「日知錄」「陔餘叢考」「史通」などの演習を行われ…」(82 頁)とある。市村については市村博士古稀記念東洋史論叢刊行會編『市村博士古稀記念東洋史論叢』（富山房・1933）所収の「市村博士年譜略」、三上參次・瀧川龜太郎による序文を參照。市村の蔵書は現在東京都立日比谷図書館に市村文庫として所蔵されており、全貌は「市村文庫目録」（東京都立日比谷図書館・1963）で窺うことが出来る。また購入の経緯等は長沢規矩也「市村先生と私」（ひびや 5-7・1962）に詳しい。

(56) それぞれ嵐義人「淺井虎夫小傳」（淺井虎夫著・瀧川政次郎解題『支那二於ケル法典編纂ノ沿革』（汲古書院・1977）所収）399、400 頁。

(57) 「邵修文（竹琴）Shao Hsiu-wen（Chu-chin）山西省安邑縣人。明治大學專門部卒業。前清時代京師大學堂教員、法部小京官等。民國成立後山西法政專門學校教員、山西高等審判廳長、直隸高等審判廳推事、京師高等檢察廳檢察長、河北及河南高等法院長等に歷任し任山西高等法院長。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）241 頁）。

(58) 「王用賓（太藎）Wang Yung-pin（Tai-sui）山西省猗民縣人。一八八一年生。山西大學、日本法政大學卒業。歸國後『晉陽日報』主筆。一九一三年山西省選出參議院議員となり國民黨に屬したるも一時政友會に入り再び國民黨に復歸す。一九二〇年孫文の命を承けて北上、段祺瑞、

れた。同訳書冒頭の訳者による叙では、「…其の羣體の制度法則は、遂に其の國情民俗地理と密接の關係を爲し、而して旁貸〔転嫁〕すべからず、其の過去の發生せる史迹は、且つ其の國民の特性を代表するに足り、而して自ら一の法制系統を成す…」（2頁）として法制と國民の關係を説き、中国に関しては「…孰か法律習慣無く政治思想無しと爲して詆らざらん、然らば則ち五千年の歴史四百兆の民族巍巍然として存して以て今に至るは、其の固有の特質固より依着する所無きか」と述べる一方、自己の立場を「吾輩則ち未だ之れ敢て歐化派の言に曰く『必ずや先づ固有の制度を破壊して而る後に盡く西法を取りて頭より建設すべき』を信ぜざるなり」（2頁）とする。正に「一國の法制自ら其の風俗習慣の沿革に生發し〔生み出され〕、離るべからざるの勢を成す。而るに驟に代ふるに他山の石を以てすれば、其の貿易上・生活上必ずや多く扞格〔拒み合う〕すべく…」（3頁）というわけである。

興味深いのはこれに続けて「山路愛山有りて云へらく『支那の法律豈に盡く粗陋たらんや、西人をして其の内容を聞かしめば驚心せざるなし』（3頁）との引用が行われていることである。中国語引用原文は沙世傑筆述「〔講演〕山路愛山論清國法律學之事」（〔東京〕法政雜誌1-4・1906）に見え、山路愛山の「…支那法律と云へどもまんざら馬鹿にすべきものみに非ず。其内には隨分西洋人に聞かせても尤もなりと感心せしむべき筋もありと思へり」というくだりを翻訳したものと思われるが、中国にも見るべきものはあるのであって、「近年我國の學人法治主義を慕ひ、亞東歐西、趨りて法を問ふ者日に夥し。竊ふに歐化は國風と相融合し而る後に適用すと謂ふ。凡そ學理此の如く謂はば、法制亦た宜しく然るべき也。」（例言）というわけである。翻訳が刊行された1906年が日露戦争の直後であることを考慮すれば、この部分は非常に興味深い。

さて浅井はその後『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（有斐閣・1911<sup>(60)</sup>）を刊行する

張作霖との聯絡を謀る。一九二八年任北平政治分會秘書長。その後考試院考選委員會副委員長、立法委員に歴任。羅文幹の後を承けて行政院司法行政部部長。一九三五年任第五期候補中央執行委員。』（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）50頁）。

(59) 山路愛山「支那法律學之事」（明治學報98・1906）26頁参照。

(60) 1977年、2016年に汲古書院より影印版が刊行されているが、2016年の再版に当たって何故か『中國ニ於ケル法典編纂ノ沿革』と書名が変更され、巻末に収録されていた附記及び浅井家略系図が削除されている。

に至るが、これもまた浅井虎夫編（陳重民編譯）『中國法典編纂沿革史』（内務部編譯處・1919）として全中国語訳が刊行されるに至っている。先に見た中国語訳『中國歷代法制史』と併せて相当に流布したことは認めて良いであろう。瀧川政次郎は『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』の中国への影響につき「本書の支那法制史學界に與へた影響も亦甚大であつて、…浅井虎夫學士をもつて東洋近代に於ける支那法制史學の鼻祖となし、伊藤東涯以來第一の人となすことに躊躇を感じない。」<sup>(61)</sup>と絶賛している。また刊行の背景については民国での「諸大學に於ける法制史講座の開設がその需要を作つたものと觀察せられる。」<sup>(62)</sup>と分析し、また「程樹德氏の『九朝律考』（民國十六年刊）がその影響を受けていることは疑いが無い。」<sup>(63)</sup>と述べ、さらには楊鴻烈『中國法律發達史』（商務印書館・1930）についても「主として故文學士浅井虎夫氏の『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』及びJean Escarra…の所説を演繹したものであつて、著者の創見とみらるべきものは甚だ鮮少である。」<sup>(64)</sup>とその影響の大きさを示している。

なお1905年には廣池千九郎が早稲田大学において東洋法制史を講じており、その講義案<sup>(65)</sup>が大學堂章程にいう「日本に中國法制史有れば」に該当する可能性がある。この講義案は中国語訳こそされていないが、講義内容が清朝側へ伝えられた可能性は零ではない。ただこの講義案は廣池の墨書であり広く出版・流通したものではないようである。また同年には廣池千九郎『東洋法制史序論』（早稲田大學出版部・1905）が刊行されているが、通史の体裁は採られておらず、後に陸続と発表される中国側の法制史の教科書において軒並み通史の体裁が採られていることから、廣

(61) 「陳重民（1879-1948）湖北棗陽人、1879年（清光緒五年）生。早年、留學日本、加入中國同盟會。1909年、回國、在鄂北秘密聯絡會黨。1911年春、至武昌法政講習所、進行革命活動。武昌起義後、任都督府秘書、旋任安襄荊州招討使秘書。1912年3月、招討使所部編為第八鎮、又改為第八師、繼續任職。1913年、討袁之役、往來皖贛間、參加討袁活動、失敗後被通緝。1914年、入私立北京中國公學進修。1915年、任衆議院秘書。國會解散去職。袁死後、在北京政府經濟調查會任職。1928年、國民政府成立國家稅則委員會、初任技士、後改為委員。1948年、病逝於上海。終年69歲。著有《中國今世貿易通志》、《關稅論》。」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』上卷（河北人民出版社・2007）1438頁）。

(62) 瀧川政次郎「近世の漢律研究について」（史學雜誌52-4・1941）30～31頁参照。

(63) 瀧川政次郎「近代支那に於ける法制史研究素描」（東亞6-12・1933）86頁下段参照。

(64) 浅井虎夫著・瀧川政次郎解題『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（汲古書院・1977）「序並びに解題」6頁参照。

(65) 瀧川政次郎「隣邦に於ける法制史の研究」（法學志林33-11・1931）111頁参照。

(66) 廣池千九郎述・内田智雄解題『東洋法制史講案』（モラロジー研究所・1977）参照。

池よりも浅井の影響のほうが大きかったであろうことが推定される。瀧川政次郎は廣池につき「博士の著「東洋法制史序論」及び「東洋法制史本論」は、支那及び朝鮮に於ける宗法の一部を研究したもので、その實その名に稱はず、その支那の學界に與へたる影響の如きも、極めて鮮少である。<sup>(67)</sup>」としている。

### 三 古典籍の継承とその組み替え

以下ではまず清朝末期から北洋政府時期にかけて刊行された教科書群につき、基本的に書かれた年代順に取り上げてゆくこととしたい。

#### (1) 徐德源・孫大鵬『中國歴代法制攷』

最初に取り上げるのは徐德源・孫大鵬『中國歴代法制攷』である。表紙には「北洋大學校講義」とあり、教科書として作成されたものであることが窺える。日本国内では初編を1帙3冊とした版本（石印本）が多く所蔵されており、「中華民國二年三月印行 中國歴代法制攷 每部三冊、印刷者・發行所 直隸官書局」との奥付があるものもないものがある。次いでこの初編3冊と同様の体裁で印刷・装丁された二編2冊を併せた版本<sup>(68)</sup>、さらには初編・二編・中巻・下巻を1帙4冊（鉛印本）として収録する版本<sup>(69)</sup>が別途存在する<sup>(70)</sup>。

(67) 瀧川政次郎「近世の漢律研究について」（史學雜誌 52-4・1941）30～31頁参照。

(68) 奥付を有する版本としては法務図書館所蔵本（請求記号 234///）や東京大学法学部図書室所蔵本（請求記号 甲2：2540）、名古屋大学図書館所蔵本（請求記号 322.22//Z//神皇（旧神宮皇學館大學圖書））があり、他方で九州大学中央図書館記録資料館所蔵本（請求記号 KJ22/J/4）や京都大学法学部図書室所蔵本（請求記号 S319/Zyo）、関西大学図書館所蔵本（請求記号 内藤文庫L21\*\*2\*610）には奥付がない。ちなみに法務図書館所蔵の漢籍は戦前瀧川政次郎が司法省からの依頼を受けて北京の古書店から買い集めたものであり、この版本もそのうちの1点と思われる。詳細は法務図書館「法務図書館が所蔵する漢籍について」（司法法制部季報 126・2011）、島善高「瀧川政次郎氏購入の司法省所蔵漢籍」（法史学研究会会報 11・2007）参照。なお同館所蔵の漢籍は同館 H P（[http://www.moj.go.jp/housei/tocho-tenji/kanbou\\_library\\_library01.html](http://www.moj.go.jp/housei/tocho-tenji/kanbou_library_library01.html)）下部の「蔵書検索へ」をクリックして「法務図書館図書情報検索システム」へ進み、「件名」欄に「漢籍」と入力して検索すると順不同ながら全容を見ることが出来る。

(69) 例えばAustralian National University Library所蔵本（請求記号 4870 2923、ただし初編第3冊を欠いた1帙4冊）、Harvard Yenching Library所蔵本（請求記号 4870 2923）等。

(70) 例えば京都大学人文科学研究所所蔵本（請求記号 322.22//Z-22）等。

(71) 中国政法大学图书馆編『中国法律图书总目』（中国政法大学出版社・1991）は同書につき「1、石印本—北京：北洋大学，1912—5冊；10開。北洋大学讲义；2、石印本—直隸官書局，

著者・徐德源は河北省清苑縣の人、1906年に北洋大學堂の國文教員、齋務提調（寄宿舎の管理役）となり、1911年には監督に昇任、辛亥革命後1912年2月18日に民国期北洋大學の初代校長となり、翌年3月19日までその任にあった<sup>(72)</sup>。退任後は県知事に転じたようで、直隸滿城縣知事、試署山東濟寧縣知事、山東濟寧縣知事に任じ、1920年9月同免職となっている。その後再び教育界に復歸したのか、「河北大學校長」の肩書で『申報』の報道に登場するが、晩年は不明である。

さて、この『中國歷代法制攷』はその成書の経緯が序言において明確に語られている点の特徴である。曰く『『三通考輯要』を摘講し、日人編する所の中國法制史の義例に仿ふ』（序言1丁）とあり、先に見た大學堂章程の規定に沿って編纂されたことが明らかである。ただ唯々諾々とそれに盲従したというわけではなく、『三通考輯要』については「此れ固より試場一時の便利の計なり、殊に講席授受の資と爲すに足らざるなり。」（序言1丁）と辛辣である。

さらに「日人編する所の中國法制史」については「…統系有るに似たるか。然れども中國の選舉・禮樂の諸大端においては皆な<sup>これ</sup>焉を略して載せず、且つ魏晉南北朝後五代遼金元<sup>および</sup>以及前清の典章制度においては盡く闕如に付す。庸詎知らん、唐制亦た六朝を雜襲し、明制實に沿ひて清代に及び、後五代遼金元は尤も唐宋明接續の關鍵<sup>た</sup>爲るを。況んや元又た華裔百餘年と混一す。もし概ね棄置し顧ざらば、學者五千年政治の盛衰を<sup>つまびらか</sup>究考し、詳に廿四代典制の因革を<sup>しら</sup>數べんに、何を<sup>もつ</sup>將て依據する所として證明せんや。大學の講義若し是の如く簡略たらば、安<sup>いづく</sup>ぞ怪しまん、肄業生徒談じて母國の政典に及ぶに、率ね皆な橋舌汗顔〔口ごもって恥ずかしがる〕

---

1913；3、文新書局、1914—5册；4、北平大学校—3册—北平大学校讲义』（632頁）と4種の版本を紹介しているが、同書は所蔵先に関する情報を欠くため実物と対照するのは同書の情報のみからは不可能である。何らかの形で本篇で扱った以外の版本が存在する可能性があることのみを指摘しておく。

- (72) 「徐德源、字潤吾、河北清苑县人、1906年（光緒三十二年）任北洋大学堂国文教員、同年6月任斋务提调、1911年（宣統三年）12月升任監督。辛亥革命后、1912年2月18日被任命为北洋大学校长、任职到1913年3月19日。徐德源是辛亥革命后北洋大学的第一任校长。」（北洋大学・天津大学校史編輯室『北洋大学・天津大学校史』第一卷（天津大学出版社・1990）82頁）。
- (73) それぞれ臨時大總統令・民國2年7月23日（政府公報437・1913）、大總統策令・民國4年2月27日（政府公報1008・1915）、政事堂奉策令・洪憲元年3月4日（政府公報59・1916）、大總統令・民國9年9月10日（政府公報1644・1920）を参照。
- (74) 「天津電」（申報1923年12月3日3面）、「國內要聞三 河北大學實行歸併三校（專）」（申報1924年8月29日12面）に「河北大學校長」の肩書きで「徐德源」の名が登場している。

して其の原委〔ことの顛末〕を道ふ能はざるなり。」(序言1～2丁)とその不満を表明している。

従ってこれに應えるには相応の情報量と分析を必要としたわけであるが、これについては「…余纂輯して宋制に至るも、校事靡難たるを以て、餘暇無きに苦しむ。遂に武強賀君德深<sup>(75)</sup>を延きて之を繼がしめ、明清編は前を訖り、後五代復た稍々増補を爲したり。賀君旋<sup>たちまち</sup>に故去せるを以て、余又た賡續〔継続〕して之を爲し纂輯成册す…初編將に畢らんとして義兵起れり。今歳余大學校長を承乏〔適任者が出るまでその職に就き〕し、爰に清苑孫君大鵬<sup>(76)</sup>此業を專攻するを聘し、是の編の初稿もて力めて修飾潤色を爲すを請ひ、完美に臻るを蕪る。」(序言2丁)という形で複数人の助けを借りて完成に漕ぎ着けたことが説かれている。

おそらく「初編將に畢らんとして義兵起れり」にいう「義兵」即ち辛亥革命の後、ひとまず初編のみが1帙3冊の石印の線装本として民國2(1913)年3月に出版されたものと思われる。その後同様に石印の線装本として二編を2冊で印刷したものが初編と合わせて刊行され、さらに初編・二編を鉛印本でそれぞれ1冊にまとめ、さらに中巻・下巻を併せて1帙4冊とした線装本が刊行されたのであろう。

序言においては成書に至る経緯と共に、ある種の徒労感も正直に吐露されている。曰く、「覆瓿<sup>ふうぼう</sup>の物〔拙著〕、是れ殆ど司馬長卿謂ふ所の『鷓鴣已に寥廓<sup>しょうかく</sup>に翔ぶも羅者猶ほ其の藪澤<sup>さくたく</sup>を視る』者か。宜なるかな故を棄て新に趨るの士、之を棄てて爲さざるなり。當今の世、新學大いに明らかにして、凡そ進取に志有る者、咸に鋒起するを思い、角ひて究探に出で、時尚の學科は、世用に應ずるを以てし、其の巧みなる者は亦た秕〔中身の無い穀物〕を膾へて粟を冒り、曼衍の言を摺拾〔収集〕し、

(75) 民国初期に署湖北高等審判廳推事(民國2年5月5日～11月22日)、署江蘇上海地方檢察廳檢察官(民國5年4月2日～)に任じられている賀德深なる人物が『政府公報』に確認出来る(政府公報358・1913、政府公報559・1913、政府公報88・1916)が、序文に「故去」と明記されている以上、同姓同名の別人であると思われる。ちなみに程燎原『清末法政人的世界』(法律出版社・2003)では「附表一、清末各省留日法政毕业生及未毕业生名单」に二人の賀德深(一人は直隸出身で法政大學留学、もう一人は湖北出身で日本大學專法科留学)の名が収録されている(376頁)。

(76) 孫大鵬については『申報』に時折名前が登場する。「優貢朝考等第名單」(申報1910年9月5日26面)には一等一百四十五名の中に名前があり、また「上論 以知縣分省補用」(申報1910年9月14日2面)にも名前があり、「優貢知縣掣簽分省單」に「孫大鵬江蘇」とあり、さらに「政事練習所學員依次傳補 蘇州」に「知縣孫大鵬」とある。

(77) 荀悅『前漢紀』孝武帝紀二卷第十一に「鷓鴣已翔于寥廓而羅者猶視其藪澤」とあるのを踏まえた表現。原典ではさらに「豈不哀哉」と続く。徐德源が密かに行間に込めた想いが垣間見える。



且あしたに握管〔著述〕して暮れには書を成し、遂には併ともに母國一切の學術を鄙夷〔蔑む〕し、目して鯁生腐儒〔雜魚そうせいや腐れ儒者ふじゆ〕の所爲と爲す、…」（序言3丁）である。

流行の新しい学問に輕佻浮薄に迎合する清朝末期の風潮を嘆きつつも、徐徳源は中国の価値を見据えて「吾國立國數千年、古今典禮制度の盛衰、因革損益、其の國家社會の興替に關する者、至りて重にして鉅たり。東・西洋の文學・政治の崑家尚ほ之を採取する有り、輯して成書と爲し、籍しるして考鑑に資す。邦人君子、典かぞを數へて祖を忘る〔物事の根源を忘れて疎かにする〕は亦た國恥の一端たるを顧みよ」（序言4丁）と中国人自身に警鐘を鳴らす。例言において「民國肇造、法制尚ほ未だ頒行せず、其の現行暫行等の法は、皆な應に一時の用たるべく、百世の規を立つるに非ざるなり。故に未だ載するに及ばず。」（例言2丁）と述べる段に至っては、伝統知識人の矜持すら感じさせるものがある。

本編の内容について徐徳源は『三通考輯要』の体裁を適宜合併・削除する形で全体の目次を整えている。即ち經濟（←田賦・錢幣）・財政（←戸口・職役・征權・市權・土貢・國用）・禮樂（←郊社・宗廟・王禮・樂考）・教育（←學校・經籍）・法典（←刑考）・選舉・職官・兵考(78)である。現在法制史において中心的に扱われる主題を遙かに超えて經濟・教育・軍事等にも説き及ぶ広い守備範囲、そして圧倒的に制度史に重点を置いた構成になっていることが一見して明らかである。

初編は「第一章 唐虞三代法制」のみで、經濟制度・財政・教育制度・選舉制度・職官制度・禮樂制度・兵制・法典の8節で構成されている。その記述の大半を占めるのは禮樂制度の節であり、実に全体の60%の記述がここに当てられている。同節はさらに禮制（吉禮・嘉禮・賓禮・軍禮・凶禮）・樂制（律呂・五聲・八音）に分かれ、凶禮の部分では所謂五服の説明が行われている。他方で法典の節は法之公示・刑法・贖法・徒流・詳讞・宥赦を論じるが、全て合せても初編全体の5%にも満たない記述量である。初編のみで講義が終わっていたとすれば当時の学生達は果然としたのではないかとすら思われる程である。

二編は「第二章 秦漢之法制（經濟制度・財政・教育制度・選舉制度・職官制度・禮樂制度・兵制・法典）」、「第三章 魏晉南北朝之法制（經濟制度・財政・教育制度・

(78) カッコ内は『三通考輯要』の編目名。選舉・職官・兵考はそのまま採用されており、封建・輿地・四裔・象緯・物異は削除されている。

選舉制度・職役・禮樂制度・兵制・法典」より成る。各節は初編のそれを踏襲している。

中巻は全体で目録2丁+本文74丁、「第四章 隋唐之法制（經濟制度・社會階級・財政・救恤行政・教育制度・選舉制度・官職制度・禮樂制度・兵制・法典・交通制度の各節）」、「第五章 後五代之法制」、「第六章 宋代之法制（經濟制度・財政・救恤行政・教育制度・選舉制度・官職制度・禮樂制度・兵制・交通制度・法典の各節）」、「第七章 遼金元之法制」より成る。ただ第五章及び第七章はそれぞれ半丁、4丁分の極めて少ない記述で終えられており、他方で第四章及び第六章はそれぞれ45丁程度を割いての充実した記述となっており、適宜初編・二編にはなかった節を追加して記述を行っている。

下巻は全体で目録2丁+本文74丁、「第八章 明代之法制（經濟制度・財政・救恤行政・教育制度・選舉制度・官職制度・禮樂制度・兵制・法典・交通制度の各節）」、「第九章 清朝之法制（經濟制度・財政・救恤行政・教育制度・選舉制度・官職制度・禮樂制度・兵制・交通行政の各節）」から成っている。清朝については清初から清朝末期の一連の近代化改革の成果として設置された諸機関にも言及が行われており、淺井虎夫『支那法制史』（博文館・1904）が「附録 清朝の法典に就て」を置きながらも清朝末期にまでは説き及ばなかったのとは一線を画している。

## （2）曹恭翊<sup>きょうよく</sup>『法治通史』と『集權資憲通史』

次に曹恭翊『法治通史』（共和印刷局・1918）<sup>(79)</sup>を取り上げるが、これは大変に厄介な本である。著者・曹恭翊については不明の点が多いが、清朝末期には既に官途に就き、民国期には外交畑で活躍していたようである。『法治通史』の凡例には「是

(79) 版本としてはHarvard Yenching Library所蔵本（請求記号 4681 5640）、Harvard Law School Library所蔵本（請求記号 CHIN 905 TSA）、Columbia University Library（請求記号 4870 5640）所蔵本がある。いずれも3冊本である。日本国内には管見の限り所蔵はないようである。

(80) 清朝末期の『申報』に「分省補用道 曹恭翊」（「官事」（申報1910年12月14日19面）参照）とあり、民国期には「主事曹恭翊派在交際司辦事」（外交部部令第一百八十號・民國2年6月14日）（政府公報399・1913）、「曹恭翊仍委任爲本部主事派在政務司辦事」（外交部部令第三十號・民國3年1月14日）（政府公報611・1914）、「曹恭翊調歸交際司辦事」（外交部部令第五十號・民國3年2月28日）（政府公報652・1914）、「派曹恭翊代理僉事兼代理交際司第四科科长」（外交部部令第八十號・民國14年3月30日）（政府公報3234・1925）と継続して外交部に在籍しているのが見て取れる。

の書辛亥年に印成するも、武漢起義に因り、未だ發行に暇<sup>いとま</sup>あらず」とあるが、「印成」したものが一定程度流布したようで、曹恭翊『集權資憲通史』として伝わっている。その『集權資憲通史』の凡例には「編者鈎元提要〔精緻に探究して綱要を提示する〕の例に仿ひ、資料を收羅〔ひろく集める〕する者十二年、編纂二年、校對一年、始めて克く功を程す…」とあり、單純に年月を足し合わせるならば15年、さらに「甫て脱稿したるは、適に資政院開院の日に逢ふ<sup>(81)</sup>」との印象的な記述が置かれた後に「庚戌九月」即ち宣統2(1910)年9月の日付が置かれているところから逆算すると、1895年即ち日清戦争の翌年には著述のための基礎作業が開始されていることになる。まずは両書の目次を並べてみよう。

### 『集權資憲通史』

- 第一冊 (甲) 自序・政治學 (360頁)・成文法 (134頁)  
 第二冊 (乙) 政治史 (226頁)・司法史 (54頁)・治亂證異錄 (24頁)・地圖 (32頁)・職官表・對年表 (136頁) 以上爲經  
 第三冊 (丙) 財政學 (82頁)・財政法 (228頁)・財政史 (60頁)・教育學 (62頁)・教育法 (116頁)・教育列傳 (88頁)  
 第四冊 (丁) 兵政學 (80頁)・兵政法 (66頁)・兵政史 (146頁)・國際學 (58頁)・國際法 (16頁)・國際史 (134頁) 以上爲緯  
 第五冊 (戊) 中西經緯學案 (總目 (16頁)・經之屬 (274頁)・緯之屬 (240頁))

### 『法治通史』

- 第一冊 立法部 成文法 (134頁)・財政法 (228頁)・教育法 (116頁)・兵政法 (66頁)・國際法 (16頁)  
 第二冊 行政部 政治史 (226頁)・財政史 (60頁)・教育列傳 (88頁)・兵政史 (146頁)・國際史 (134頁)  
 司法部 司法史 (54頁) + 形勢圖 (32頁) + 職官表 (26頁)

(81) 京都大学経済学部図書室所蔵 (請求記号 18//2-3//Shu、甲乙丁戊の4冊)。各巻表紙に「江蘇吳縣曹恭翊編纂 集權資憲通史 宣統三年四月陽湖汪洵書崑圃」とあるが奥付はない。

(82) 資政院第一次常年会第一號議場は宣統2年8月20日(1910年9月23日)に開催された。李后成校訂『資政院議場會議速記録』(上海三聯書店・2011)参照。

第三冊 代議部 政治學 (360頁)・財政學 (82頁)・教育學 (62頁)・兵政學 (80頁)・國際學 (58頁)

まずは清朝末期までに『集權資憲通史』が成立・刊行され、民国期に入ってそのテキストの大部分を流用しながらも一部にかなりの改訂を加えたものが『法治通史』として「再」刊行されたのであろう。両者は相関連するテキストとして刊行されているのである。『中國歷代法制攷』とは異なり大学での講義を前提として作成されたものではないが、広く法制を扱う書籍として流布したものの如くである。

まずは先行して成立した『集權資憲通史』から見てゆくこととしたい。同書自序において曹恭翊は欧米の政体を「治法有りて治人無し」、中国のそれを「治人有りて治法無し」として対比し、Montesquieu（孟德斯鳩）と孔子に言及する。曹恭翊に拠れば「政治を改革するに、封建未だ墮ちざる以前に於いてするには必ず道徳を重んじ、封建既に墮つるの後に於いてするには必ず法律を重んず」なのであり、「孟氏〔Montesquieu〕は封建已に墮つる以後の天下渙散〔ばらばらになる〕の虞有るを承く、故に制して三權の制と爲し、以て道徳の秩序を維ぐ」、他方で「孔氏は適に封建亟盛の時代に當り、周官の法度已に極めて昌明たり、故に惟だ道徳を闡明し以て法律の精神を鏤む」というわけである（以上、自序1～2頁）。

しかしながら中国では始皇帝が封建を廃した後に孔子の道徳は失われ、「今日の人心世風日に益す靡薄なる」に陥ったのは「此れ楊朱の爲吾の説以て之を導く有り、復た其の利祿主義を煽る」によるものであり、かたや欧米に富強を齎したものは「此れ墨子の爲人の説以て之を啓く有り」と整理される。「則ち楊朱之れ中國を亂し、墨子之れ歐美を興す」なのであるが、「且つ楊墨均しく吾國に出づ、楊子何ぞ以て歐美を亂さざらん、墨子何ぞ以て中國を興さざらん」とも思い直す。「一つとして

(83) 「孟子にとって、世界の利益のためにはすべてを捨てて何でもする「兼愛」を主張する墨家は、父子関係すなわち家族道徳を無視するものであり、一方、自分にほんの少しでも損になることはしないという、自己本位で民生の安定を考えない「為我」を主張する楊朱学派は、君臣関係を無視するものと思われた。」（溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』（東京大学出版会・2001）98頁上段）と評されるように、いずれも儒教から外れた二者が扱われているのは特殊である。民国期の楊朱をめぐる状況について福田真吾「近代中国における「楊朱」観——張爾田と錢穆の場合」（白山中国学17・2011）、楊朱学説本体の変遷につき柿市里子「楊朱学説と『列子』楊朱篇」（東洋学研究（東洋大学）27・1992）参照。

道德無く法律無きの國と成るに<sup>ちか</sup>幾し」と成り果てた中国を立て直すために曹恭翊の目指すところは「蓋し吾國の治人を以て外國の治法を行ひ、中西の粹を合はせ、吾國惟一の新政體を創らんと欲す」であり、そのために既往の政体についての根本的な整理を試みるのである（以上、自序3～5頁）。

全体の編集方針について曹恭翊は凡例において「本編は法政書に依り、立法行政司法の三大權を以て主體と爲し、代議の一部分を加へ、以て議院の缺を補ふ」とし、素材については「本編は他書を雜へず、純に三鑑九通を取る」とし、「本編は悉く原文に據り、剪裁有るも、竄改無く、三鑑を取る者十の八九、九通を取る者十の一二」とする。ここでいう「三鑑<sup>(84)</sup>」とは本文の内容に照らして司馬光『資治通鑑』・畢沅<sup>ひつげん</sup>『續資治通鑑』・夏燮<sup>かしょう</sup>『明通鑑』と見られる。即ち曹恭翊は、「三鑑九通」の記述を、立法・行政・司法に代議を加えた近代西洋法由来の分類によって振り分け、それぞれの章へと取りまとめ直すという膨大な作業を行ったことになる。

以上の『集權資憲通史』を承けて民国期に再刊行されたのが『法治通史』である。冒頭には湯化龍による「法治通史」との題字の揮毫、王寵惠による「民國五年九月法學津梁」との揮毫がある。

注目されるのは『法治通史』冒頭に梁啓超が叙文を寄せていることである。しかも書籍の序文としては半ば異例なことに、梁啓超は書籍の方法論につき自身の見解を述べて著者への批判を展開している。まずは断代史よりも通史を重視することにつき「…班氏[班固]断代の體を創る後より、世に史を修むる者、類ね皆な其の陳法を宗とし、而して断代以て書を爲し、遂に會通の旨を失へり、故に古聖經世の大

(84) 「三鑑」というと通常は我が身を正すための基準、即ち鑑・古・人を指すとする『唐書』魏徵傳に由来するものが挙げられるが、ここでは明らかにその意味ではなく、九通と並べて言及されていることから、依拠した書籍を指すものと思われる。

(85) 『集權資憲通史』の膨大なテキスト全てについて作業を行うのは至難であるが、例えば「政治史」第三篇 國家政治 第六章冒頭の「范質在相位下制敕未嘗破律…」（143頁）「先是遼主知達里沈厚多智有任重才…」（144頁）とある条は共に『續資治通鑑』卷三 宋紀三 太祖乾德二年春正月条に全く同文のテキストがあり（（清）畢沅編著・標點續資治通鑑小組校點『續資治通鑑』第一冊（古籍出版社・1957）ではそれぞれ73、75頁）、同篇第八章冒頭の明太祖の發言「元失其政所在紛擾…」（186頁）や続く「命宗顯開郡學…」（187頁）の文章もほぼ同文のテキストが『明通鑑』前編卷一 前紀一 太祖元至正十六年三月、同十八年十二月条（（清）夏燮著・沈仲九標點『明通鑑』第一冊（中華書局・1959）ではそれぞれ21、41頁）にあり、『續資治通鑑』・『明通鑑』からの明確な引用が認められるため、ここでいわれている「三鑑」は『資治通鑑』・『續資治通鑑』・『明通鑑』の三点と推定される。

法を周覽せんと欲さば、必ずや正史を捨てて三通<sup>つか</sup>に事へんか…曹君の作余未だ其の全書を見ず、其の義法の通史に合ふこと有りや否や、知るべからずと雖も、而して其の用力の勤、蒐討の精、蓋し疑ひ無きなり。」と述べ、「未だ其の全書を見ず」なので不明としつつも、通史であることに期待を寄せている。

ただ曹恭翊がMontesquieuに拠ったことについては「…謂へらく法政兩類を分ち、而して又た孟德斯鳩の説を以て其の準的と爲し、三權鼎立の説を守り、而して又た其の書を分ちて四部と爲すは、則ち竊<sup>おも</sup>ふに疑有らんか。夫れ三權の説は乃ほ孟氏〔Montesquieu〕近代政治に鑒みて之を獨創す、古史を修纂するに於いては比附する所無きに似たり、且つ孟書の乃ほ近世治制を論ずるの先河を開くは、其の用たるや初義を探索し<sup>すぢみち</sup>て溯を來世に示すに在り、曹君の屬辭比事〔關係ある言葉で喩えること〕を以て自ら期する者とは、<sup>わずか</sup>微に未だ<sup>ひと</sup>俚しからざる有り…」と疑問を呈し、また細かな章立てについても自身の意見を縷々述べている。実際に『法治通史』では梁啓超の意見を反映して章立てや章名を修正したものと思われる箇所があり、おそらく梁啓超は『集權資憲通史』かそれに若干手を入れたものを見て敘文を草し、それを受けて曹恭翊が改訂を加えたものが最終的に『法治通史』となったものと思われる。

具体的に手が増えられた箇所として、清朝から民国へと交代したことで、清朝に関する記述に変更が加えられている箇所があるのはある意味当然のことであろう。成文法の第1章「皇室典範」は「周官法度與法美憲法之比較」に全文差し替えられており、また財政法の歴代歳出部分の第1章は「皇室費用」から「元室費用」と章名が変更されている。最も激しく手が増えられているのが「政治學」の部分である。その行論のうち「行政官任用議」の第3章「議人主應如何知人善任然後得用人之效人臣若何方盡事君之道並及歴代用人之得失」、第7章「議言官不能盡言之害人主擇言官以何爲先言官進諫如何方爲得體」、第11章「議宦官」、「國家政治議」の第1章「議君主以一身受衆攻必正心修身然後羣小無由眩惑故治國本於君之正心修身」が削除されている。これも帝政から共和政へと変化したことを受けての削除・加筆と見られる。

ただ『法治通史』では大変ややこしいことに削除後に頭から頁数を振り直すことはせず、削除した個所の前後のテキストをうまく継ぎ接ぎし、なるべく『集權資憲

『通史』の組版をそのまま流用して印刷するという形が採られたためか、全体の頁数が飛び飛びになってしまっている。しかしながら以上の修正のほかはほぼそのまま『集権資憲通史』のテキストが再利用されており、「三鑑九通」に拠ったことは凡例で重ねて明記されている。以上から『法治通史』は、当時における現代版「三通鑑輯要」とでもいうべき作品と位置づけることが出来よう。

#### 四 社会学の導入と“伝統”との接続

以下ではこれまで見てきた作品とは別系統の教科書群を見て行くこととしたい。

##### (1) 康寶忠『中國法制史』

まず取り上げなければならないのは康寶忠『中國法制史』である。著者・康寶忠は1884年生まれ、陝西省城固縣の人で1904年に日本に渡り「<sup>(86)</sup>経緯学校」に学び、中國同盟會に加入、反清運動に身を投じて1906年帰国後捕縛の危機に遭うも難を逃れて同年再度渡日、章炳麟に国学を学び、早稲田大學經濟科に学んだ。1909年に帰国、舉人の資格を得て郵傳部や大清銀行學堂に職を得るも反清を疑われて四川へ避難、辛亥革命後は臨時參議院議員に推されるも程なく辞職、1913年からは吳淞中國公學教務長、1915年より北京大學講師、後に教授及び北京法政專門學校教員として中国法制史、社会学を講じたが、1919年講義の休憩中に倒れ、そのま

(86) ただ京都大学経済学部図書室所蔵の『集権資憲通史』とHarvard Yenching Library所蔵の『法治通史』では頁・活字の大きさがそもそも異なり、同じ組版を利用して印刷されたものかよく分からない。現在では曹恭翊編纂『法治通史・集権資憲通史』（『民國專題史』叢書）（河南人民出版社・2016）が刊行されているが、同書は『法治通史』第3冊のみの影印であり、しかも「政治學」部分では大幅に手が加えられる前の『集権資憲通史』のテキストが復刻されている。奥付もなく結局どの版本を復刻したのかこれだけでは判然とせず、中途半端な復刻と評せざるを得ない。なお北京图书馆編『民国时期总书目（1911-1949）法律』（书目文献出版社・1990）は『法治通史』につき「0255 北京 編著者刊 3冊（〔584〕頁；〔706〕頁；〔642〕頁）24開」と「0227 北京 編著者刊 1918年1月初版 3冊（〔560〕頁；〔766〕頁；〔642〕頁）25開」の2点を収録する。あるいはさらなる中間版本があるのかも知れない。復刻としては曹恭翊編『法治通史』（[北京瀚文典藏文化公司複印]・2013）もある（例えば台北國家圖書館所蔵、請求記号 0836 8556 v.2571 7 (102)）が、同館HPに拠れば「據民國7年編者（曹恭翊）自刊該書初版複印 原書有3冊、此為第3冊之複印本」とのことであり、これまた中途半端な復刻と評せざるを得ない。

(87) 経緯學堂のことと思われる。島田正郎「私立明治大学経緯學堂始末記——清朝の対留日学生政策をめぐる」（法律論叢 別冊（明治大学法学部創立百周年記念論文集）・1980）参照。

ま 35 歳の若さで急逝している<sup>(88)</sup>。

康寶忠に関してまず注目されるのは章炳麟との繋がりである。章炳麟は岸本能武太『社會學』（大日本圖書・1900）を翻訳、1902年に中国において刊行し、それを通じてHerbert SpencerとFranklin Henry Giddings<sup>(89)</sup>の社会学を紹介したことで有名である。この影響を受けてか康寶忠は社会学研究を手がけ、中国において初めて社会学を講じた人物とされており、その社会学はGiddingsの学説に自己の見解を加えたものであったという<sup>(90)</sup>。

他方、国学の大家でもあった章炳麟が「五朝法律索隱」を始めとする様々な著作において法制思想を展開したことについては近年精力的な紹介が行われているが<sup>(91)</sup>、康寶忠は正にその「五朝法律索隱」を収録する『太炎文録初編』の校讎者にも名を連ねている<sup>(92)</sup>。社会学・国学の双方において章炳麟から一定の影響を受けていたであろうことは想像に難くない。

(88) 「康宝忠」（陈元方主编・陕西省地方志编纂委员会编『陕西省志（中册）人物志』（三秦出版社・2005）所収）25-26頁参照。同時代の人物評に野雲「京學界要人之凋謝」（申報1919年11月27日7面）があり、さらに社会学者としての側面に重点をおく紹介として木橋「中国的第一位社会学家——康宝忠」（社会学研究・1989年第3期）、许妙发「康宝忠——第一个讲授社会学的中国人」（社会・1983年第3期）等がある。

(89) F. H. Giddingsについては上林良一「F. H. ギディングスの政治社会学」（関西大学法学論集42・3/4・1992）、上林良一「統計的社会学の意義——F. H. ギディングスを中心に」（関西大学法学論集43・1/2・1993）、上林良一「F. H. ギディングスの社会組成の概念——多元的国家論の萌芽」（関西大学法学論集44・4/5・1995）がある。

(90) 孫本文『當代中國社會學』（勝利出版公司・1948、『民國叢書』編輯委員會編『民國叢書』第1編15社會科學總論類（上海書店・1989）として影印）では「但遲至民國五年秋始開設第一班社會學，由康心孚教授担任，自編講義，印發學生參考。據著者所知，此為國人自授社會學之始。…康教授諱寶忠號達宰陝西城固人，為國學大師章太炎氏之門人，曾留學日本習法政，回國後，即在北京大學任教，授社會學、倫理學、中國法制史等課。先生所授課程，講解詳明透澈，深得學生信仰，所編社會學講義，文筆典雅，涵義湛深，以季廷史的理論為主，而參以己見，卓然成一家言。…」(224頁)と紹介されている。韩明汉『中国社会学史』（天津人民出版社・1987、邦訳に韓明漢著・星明訳『中国社会学史』（行路社・2005）がある）はこれを典拠として同様の情報を紹介するに止まる。

(91) 小林武「章炳麟「虜憲廢疾」と「欽定憲法大綱」」（京都産業大学論集人文科学系列46・2013）、小林武「章炳麟「五朝法律索隱」の歴史的位置」（中国研究集刊56・2013）、小林武「章炳麟の中国法に対する評価——「五朝法律索隱」の視点——（上）（下）」（中国研究集刊58、59・2014）、小林武「章炳麟「五朝法律索隱」とその周辺——礼と法の見方をめぐって——」（中国研究集刊60・2015）、小林武「章炳麟の法制論——『廬書』と『検論』を中心に——」（中国研究集刊63・2017）を参照。

(92) 東京大学東洋文化研究所図書室所蔵の『太炎文録初編』（刊年不明・上海右文社、請求記号大木；叢書部：72：2）では文録巻2巻末に「弟子 潘大道 會道 井勿幕 康寶忠 康寶恕 謹校印」とあり、別録巻3巻末に「著作者 章炳麟 校讎者 潘大道 會道 井勿幕 康寶忠 康寶恕」とある。



北京大学において講義された中国法制史の教科書として編まれたと考えられる康寶忠『中國法制史』<sup>(93)</sup>、その外題には『中國法制史』（巻上・巻下）、目録部分には「中國法制史要目」、本文では「中國法制史略」とある。巻上は目録2丁+本文1～97丁、巻下は本文98～208丁、小口の柱刻部分・魚尾の下に巻上では「法科三年級」、巻下では「法科四年級」とある。目次は以下の通りである。

## 中國法制史要目

### 緒言

通論第一（第一章：釋法制 第二章：法制之變遷 第三章：中國法制之特色）

上古第二（第一章：田賦制 第二章：幣制 第三章：官制 第四章：方域制  
第五章：教育制 第六章：兵制 第七章：刑制 第八章：禮制）

中世第三（第一章：田賦制 第二章：幣制 第三章：官制 第四章：方域制  
第五章：教育制 第六章：兵制 第七章：刑制）

近古第三（第一章：（空欄） 第二章：幣制 第三章：官制（第一期：唐制 第二期：宋制 第三期 明制））

本文ではその緒言劈頭から社会学との繋がりが宣言される。曰く「法制史は國家學を研究するの一部なり、又た社會學を研究するの一部なり。史家の範圍は記述を以て主と爲し、而して論斷之に次ぐ。歴史の情状を探討するが若きに至りては、文化の陳事〔旧事〕に本づき、而して其の因果を討論す。此れ歴史哲學と社會學者の責任なり。難を通常の歴史學者に責むるべからず。法制史は、亦た僅に典章を記述するを以て主と爲さず。必ずや其の同異を鉤探〔探求〕して而して其の本原を窺測し、觀る者をして既往の陳事に於いて、網の網に在るが若くす<sup>(94)</sup>。而して能く其の制

(93) 日本国内では慶應義塾図書館（請求記号 SENSO@2050@L2）、立命館大学図書館（請求記号 史-14-38（Lf//322.22//k）、表紙扉に「研究代表平中荅次氏寄贈」、1丁めに「科学研究費図書」の押印がある）に所蔵があり、その他Princeton University Library（請求記号 4870/0335）にも所蔵があるが、これは同館East Asian Libraryのthe Gest Collectionの中の1冊である。同Collectionについては同館HP（<http://library.princeton.edu/eastasian/about>）の解説「History of the East Asian Library and the Gest Collection」を参照。

(94) 『書経』盤庚編「若網在綱、有條而不紊（網綱に在って、條有って紊れざる若くせよ、即ち「網がおおづな<sup>おおづな</sup>が綱につながることによって、条が治って紊れないように…せよ。」の意）」に典拠を有する表現。読み下し及び解釈は加藤常賢『新釈漢文大系 書経（上）』（明治書院・1983）105頁に拠る。

作の意を言ひ、然る後歴代典章制度遷遷の理由に恍然〔急に悟ること〕たるべく、  
 藉りて社會國家の真相を明らかにするを得。故に曰く、法制史は國家學の一部なり、  
 又た社會學の一部なり。」（1丁）である。ただここでいう社会学が具体的に如何なる  
 ものであるかについては、参考文献の引用等もなく明らかではない。<sup>(95)</sup>

緒言では続けて中国法制史研究のための注意点が述べられる。康寶忠は特に「歴  
 代以來、治は尚ほ獨裁たり。列朝の法典、其の形は今の法律と殊なる無しと雖も、  
 然るに其の實施するや否やと夫の修改の權とは、純に君主の一身に於いて操らる。  
 故に命令の効力は常に法典の以上に在り。近世列國の所謂命令は法律と相抵抗する  
 を得ずとする者とは殊科〔別物〕なり。然れば則ち吾國の法制史の範圍は、必ずや  
 詔令衆端を包含せざるべからず。但し實見の制度を以て研究の標準と爲さば、而し  
 て何等の法理の言ふに足る無し。此れ未だ中國法制史を研究せざる以前に於いて、  
 宜しく先づ注意を爲すべき者なり。」（1丁）と述べ、法典の上に常に皇帝が存在す  
 ることに注意を促す。

康寶忠はさらに通論において「中國法制之特色」の章を設け、「法律編纂の精神  
 數千年皆な一貫すること是れなり。所謂殷は夏に因り周は殷に因るは、因襲損益悉  
 く範圍有り。蓋し諸夏の法書は、本と以て禮教を輔翼す。禮教の籀籒〔覆う〕する  
 能はざる所は、然る後法律を以て之を正す。禮教は社會の自然に生ず。社會は易る  
 べからざれば、則ち禮教は變ずべからず。禮教の精神一たれば、法令の輔導亦た一  
 たり。法令の形、適ならざるに與するを蔽ふ者之れ有るか。法令の意、未だ常に稍  
 も易はらざるなり。」（4丁）と述べる。

この箇所は後に民国期に活躍した法律顧問として知られる Jean Escarraによつ  
 て言及されている。Escarraは自らが主査を務めた弟子の博士論文、Hu Yan-Mung

(95) 康寶忠は早逝したこともあってか残された著作は少なく、その思想的系譜を遡ることは容易  
 ではない。康寶忠『社會與倫理』（北京大學學術講演會・[刊年不明]、The Australian National  
 University Library所蔵（請求記号 1684/0335）、同館HPよりonlineで閲覧可）ではKant、  
 Hegel、Green、Paulsen等に言及しつつ論が進められているが、法制史に関する論考ではない  
 ため間接的な参考情報に止まる。また北京図書館編『民国时期总书目（1911-1949）经济上』（书  
 目文献出版社・1993）では康寶忠による翻訳として金井延著・康宝忠译『经济学研究法』（民主  
 图书公司印刷所（刷）・1913）が上海図書館所蔵として掲載されている（24頁）が、筆者未見。  
 先に挙げた「康宝忠」（陈元方主编・陕西省地方志编纂委员会编『陕西省志（中册）人物志』（三  
 秦出版社・2005）所収）は「遺著有《社会学讲义》《社会政策》《伦理学》《中国法制史》等」（26  
 頁）とするも『中國法制史』以外の著書については未詳である。

〔胡養蒙〕, *Étude philosophique et juridique de la conception de “ming” et de “fen” dans le droit chinois*, (Études de sociologie et d’ethnologie juridiques / publiées sous la direction de René Maunier, 7), Éditions Domat-Montchrestien, F. Loviton et Cie, 1932に17頁にわたる長大な préfaceを寄せ、その中で孔子学派の禮教が中国の法制に与えた影響の結果として、数世紀にわたる中国歴代立法が異常な継続性を有することを指摘し、持論の補強として康寶忠の上記の箇所を仏語訳の上で引用している。

Escarraはさらに続けて、故に中国法では最早適用されなくなった古い規定であっても、当時尊重され成果を齎したものが保存されることがあるとし、王振先<sup>(96)</sup>『中國古代法理學』（商務印書館・1925）を引用する。曰く「法典の規定する所の者、多く其の名を存すれども、必ずしも諸れを實用に措かざるなり。法典は現に行はるる者を以て原則と爲す。但し吾國の法典は、務めて理想の規定を爲し、苟くも認めて良法と爲さば、現に宜しき所を制するに非ずと雖も、亦た必ず法典の内に採入す」（4頁）である。

この点に関しては康寶忠も「現に法典に定むる者、必ずしも即ち現行法と爲さず」と題した節を設け「諸夏歴代の法、載籍〔書物〕に見ゆる者衆しと雖も、然るに必ずしも即ち當時實行の法と爲さざるなり。」（6丁）と注意を促している。曰く、「…已に中廢〔廢止〕せるの典章に至りても依然として官府に存在す。之に習ふこと既に久し。官書に有る所、一つとして法律家の稱する所の死法に非ざる無し。斯の如き弊たるや清室尤も甚し。律の外に例有り、例の外に成案有り。明法の士、亦た但だ其の例に合ふを求むるのみ。律は則ち空文に等し。亦た猶ほ箋注を治むるの學者、輒ち疑疑ふべくして箋注疑ふべからざるに至る。…歴代法典編纂の本意を見はすに足る。後に傳ふるに偏る者多しと爲す。」（7丁）である。

特に清朝の法制については厳しい批判が向けられる。即ち「…終<sup>つひ</sup>に三百年、未だ敢て祖宗の律文を廢棄せず。然るに例案の弊、或いは且に變法<sup>まさ</sup>を校らんとするを烈

(96) 徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』上卷（河北人民出版社・2007）133頁に「王振先（1905-1975）」の項目があるが生年・履歴等から推して同姓同名の別人と思われる。「北京鴻聚樓画廊」なる古物商のHPに「王振先（1882~?）」の紹介があり（<http://www.1778pc.com/index.php?m=Index&a=wlist&wid=688>）、こちらのほうが『中國古代法理學』の作者・王振先と思われるが、情報の出典が示されておらず、内容の真偽を確認する方法がない。

と爲す。部院疆臣、或ひは<sup>あらた</sup>改めて章程と爲して以て便利を圖る。章程は法律を變化するの實有り、而して其の名を<sup>とど</sup>居めず。其の施行たるや、又た至りて易易と爲す。是に於て新官事を視るに、章程に有らざる無きか。例の存する所、已に十に三四無し。律は更に論ずる無きか…」(7丁)であり、「…新令既に出づるも舊令仍ほ在り。日増月累、制度窮無し。法制を言ふ者は變更の數に苦しまず。即ち其の相仍るの煩に<sup>あいかさな</sup>苦しむなり。此れ法典を編纂するの書は、<sup>おも</sup>意ひて去取〔取捨選択〕を爲さざるを得ざるも、亦た實行の法に遠ざからざるを得ず…」(7丁)との特徴が指摘される。

では康寶忠に拠れば中国法の特徴は何処に存在するのか。彼は「法制の本因」として中国の純粹性を説く。即ち「…吾が民族初來の時、既に未だ其の他の民族の感化を受けず。已に漢土を履むも、又た未だ遞傳の文明を受けず。荆棘を披翦せるより<sup>このかた</sup>以來、一つとして吾が民族の手足の勤勞に出でざる無し。故に初めて法令を定むるより以て典章完備の時まで、稱して純然の統系と爲すべし。斯れ實に單一民族の特色、演成する所なり。遍く世界を徵すれども、未だ能く是の如く純一なる者有らざるなり。…吾國に至りては。則ち遠古より以て近世まで、率そ皆な文化を以て人を陶鎔す。而して未だ常に人の陶鎔する所たらざるなり…」(5丁)なのである。

また「法典と道徳は特別の關係を有す」として、古來宗教と法律が相牽連していたが故に政教分離が強く希求されまた實現された西洋とは異なり、「上古以來、即ち所謂宗教の説無く、道徳を視るに人類行事の當然と爲し、法律を視るに道徳不足の補助と爲す」(5丁)とする。

これに関連して康寶忠は近代法典編纂派への批判を展開する。曰く「清季<sup>さか</sup>昌んに法律を改修するを言ふてより<sup>このかた</sup>以來、新法家は輒ち人の詬病〔辱める・非難する〕する所と爲り、其の最も甚しき者は、則ち禮教に關する諸問題はれなり。法學家は其の辨才を逞しふして、力めて法律の禮教と渾合するの不可なるを言ふ、亦た常に禮教と法律の渾合の故を思ふか。夫れ禮教と法律の當に渾合すべきや否やは、又た別の一問題なり、特に社會既に渾合の事實有るか、即使渾合せざれば、亦た宜しく別に分析矯正の術を求むべく、乃ほ徒に之を快心と爲し、禮教を主張する者を譙訶〔叱責〕するを以て能事と爲すと謂ふは、此れ誠に其の用意の所在を解せざるなり。」(5～6丁)である。

そうなると「禮」について相應の頁数を割いた分析が必要となりそうであるが、

康寶忠はその選択を採らない。彼が「禮」について割いた頁数は僅か1丁半である。康寶忠はまず「世の法制史を論ずる者、<sup>みな</sup>僉<sup>おさ</sup>禮樂を其の中に納めず。以爲、禮は社會固有の文明なり、國家の作用<sup>あづか</sup>に與るも、文化淺陋の國民<sup>あづか</sup>に與る無く、又た禮は宗教家の儀式なりと以ひ、然らずんば則ち人間の繙文〔煩わしい禮儀〕たるのみと。苟くも炎黃の子姓に非ざれば、孰か能く知らん、禮教の隆、政令を過軼〔後ろから前へ抜け出る〕するを。…然れば則ち吾國の法制史を論ずる者、安んぞ禮を論議せざるに置くべけんや。」(110丁)と法制史において「禮」が扱われないことへの不満を呈する。

しかしながら「禮」は「今の列國競ひて法治を言ふ、猶ほ<sup>およ</sup>速<sup>こと</sup>ばざるが若し。而して諸夏往古、治を爲すの原則は、一に禮に任ず」、かつ「今の法學家は常に國家の生は法に<sup>もと</sup>原づく<sup>もと</sup>と謂ふ、然れば則ち諸夏の國家の生は禮に原づくのみ」なのである。従って「諸夏の禮の特性此の如くんば、法制史の中に述べざる能はず」なのであるが、「然るに其の廣大なること此の若く、盡く法制史の内に述ぶる能はず。茲に但だ其の禮意の此の如きを推論し、其の他は則ち自ら禮を習ふ者勅して耑書を爲し以て研究するを待つ。故に秦漢以下にては再び禮制を論ぜず」とされている(以上111丁)。

以上には中国法制史学が直面せざるを得ない「禮」と「法」の関係という大問題を前にした康寶忠の葛藤が率直に表されている。「禮」は法制史と密接に関係するものではあるものの、あまりにも膨大なためにこれのある程度分離して扱わざるを得ない、即ちある程度法制史の外へと追いやらざるを得ないという問題である。それを行わなければ、法制史の教科書は途方もない頁数とならざるを得ない。法制史の記述対象をどう選択するかという一つの分岐点がここに現れているのである。

他方、中世即ち秦漢以降の記述は様相を異にする。「中世第三」の導入部分は「<sup>あ</sup>烏乎、秦漢已降、其制度何ぞ紛紛たる。君主詔令而外、殆ど別に法制の言ふべき無し。」(112丁)という半ば絶望的な書き起こしに始まり「<sup>あ</sup>烏乎、秦漢以來國家の罪惡亦た太いに甚しきかな。國家學者の言に曰く、人民の便利を以てが故に始めて國家有り。吾國は則ち國家の便利を以てが故に乃ほ人民有り。敢て以て一言にて以て之を括らば、曰く秦漢以下の法制は、民が爲めに非ずして設けたる者なり。」(112丁)と締められる。「近古第三」に至っては「隋、大業律を定むるより<sup>このかた</sup>以來後世之

に因る。代に損益有りと雖も、然るに其の大體は外にする能はざるなり。」(148丁)とし、その停滞性を指摘して終わっている。

## (2) 馮承鈞『本國法制史綱要』

さて、康寶忠の講義のその後を考える上で大変興味深い版本がYale University Libraryに所蔵される『中國法制史』（請求記号：JQ1512 C53 (LC)）である。この版本は康寶忠『中國法制史』の緒言及び通論第一（1～7丁部分）と馮承鈞<sup>(97)</sup>『本國法制史綱要』を併せ綴じた線装本であり、当初からこのような形態で販売されたものか、後世の人がそれぞれ別の書籍の一部分を一冊に合綴したものか、俄かには判断出来ないが、二つのテキストの間に一定の関係が存在することを証する版本であるとなることが出来る。

馮承鈞『本國法制史綱要』については、馮承鈞撰・鄂国义編校『馮承鈞学术著作集』（上）（上海古籍出版社・2015）にも収録されており、北京大学図書館所蔵の2種の版本即ち1923年版・1923-24年版のうち後者を底本としたことが明記されているが、前述のYale University Library所蔵の版本は前者の特徴と一致する。目次は以下の如くである。

### 『本國法制史綱要』

#### 緒論

第一章 古代法制（古代法制之發源・古代信仰・家制・産業制度・古代之國・古代之法・天下及天子・封建制度）

第二章 秦漢法制（秦之統一天下・漢之封建・漢之中央政府・漢之地方制度・司法制度・財政・兵制・私法）

第三章 魏晉南北朝制度（種族性及制度・皇帝・中央組織・地方組織・司法制度・財政・兵制・私法）

(97) 「馮承鈞（子衡）Feng Cheng-chun (Tzu-heng) 湖北省夏口縣人。一八八五年生。佛國巴里大學卒業。湖北外交司參事、副總統府秘書、衆議院一等秘書、教育部秘書、僉事等に歴任。譯書『意見及信仰』。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）463頁）。馮承鈞撰・鄂国义編校『馮承鈞学术著作集』（上）（上海古籍出版社・2015）冒頭の鄂国义による前言において詳しく紹介されている。

第四章 唐代法制（方鎮之分權・中央政府・地方制度・司法制度・財政・軍政・私法上・私法下）

第五章 宋代法制（宋代抑制軍權之害・中央組織・地方組織・司法組織・財政・兵制）

第六章 元代法制（元代之信仰及階級・中央組織・地方組織・司法組織・鈔法・財政・軍政）

第七章 明代法制（明代之宦官・中央組織・地方組織・司法組織・財政・軍制）

馮承鈞は特に古代を論じるに当たり理性ではなく信仰の視点を持つことの重要性を説く。曰く、「歴來學者の錯誤は、則ち歴史を以て理性の指揮する所と爲し、其の歴史の事故〔事柄〕の説明に對しては、常に理性論理 *logique Rationnelle* を以て範圍と爲し、而して理性の歴史に影響する者甚だ微かなるを知らざるなり。過去の表現は、常に信仰の指揮する所に出づるなり。法國學者の勒朋 *Le Bon*, g. <sup>おもへらく</sup> 以爲、論理の種類甚だ多し。感情的なる有り、羣衆的なる有り、神秘的なる有り、理性的なる有り。惟ふに科學の始は理性の支配する所たり。而して其の他の社會の種種の生活は、皆な前三者の勢力範圍なり。<sup>(98)</sup>（勒朋氏『意見及信仰』、『眞理之生活』等書を參考せよ）。是れに由りて之を觀るに、歴史は獨り理性を以て解釋すべからざるなり。」（2丁）である。

ここでは方法論の基礎として<sup>(99)</sup> *Gustave Le Bon*に言及されているのが特徴的である。*Le Bon*といえは群集心理の研究で著名であるが、その論を展開した作品 *Psychologie des foules* は直接引用されていない。さらに馮承鈞は続けて「一種の種族の文化は一種の少數觀念を以て基礎と爲す。一切の制度・文學・美術皆な斯に由り發生す。此種の觀念は其の成立や漸なり。而して其の銷滅も亦た甚だ緩なり（説は同一著者の『民族進化之心理規則』<sup>(100)</sup> 諸論に見ゆ）。…」（2丁）と *Le Bon* の著

(98) それぞれ *Gustave Le Bon, Les opinions et les croyances*, Paris: Ernest Flammarion, 1911 及び *Gustave Le Bon, La vie des vérités*, Paris: Ernest Flammarion, 1914 を指すものと思われる。前者は馮承鈞の手により『意見及信仰』（商務印書館・1922）として中国語訳されている。

(99) *Gustave Le Bon* については差し当たり杉田敦「ル・ボン——群集の登場」（杉田敦編『岩波講座 政治哲学 4 国家と社会』（岩波書店・2014）所収）参照。ちなみに *Le Bon* が李大釗の思想形成に与えた影響について木下英司『中国マルクス主義の原像』（新泉社・2000）38 頁以下参照。

(100) *Gustave Le Bon, Les lois psychologiques de l'évolution des peuples*, Paris: F. Alcan, 1894 を

作を引用し、魏晉南北朝の制度において階級制度・劃界制度が採られたことについて重ねてLe Bonの同著作を参照し、自説の基盤としている。

その他には基盤を為すものとはまではいえないかも知れないが、Max Nordauの著作*Die conventionellen Lügen der Kulturmenschheit*, Leipzig: Bernhard Schlicke, 1884からの引用が2箇所認められる。一つは「古代信仰」の節において、Nordauの述べる所と古代中国人の生死の解釈の問題が同様であるとする箇所（4丁）、もう一つは魏晉南北朝の皇帝を論じて「其の後代の天子仍ほ禮儀を制し祭祀を崇ぶは、蓋し帝業を以て子孫に遺さんと欲さば、精秘の心理を利用せざるを得ざるなり」（17丁）としたところでNordauの前掲書の参照を促している箇所である。

2箇所ともNordauを引用せずとも成立する文章ではあるが、敢えて引用されていることは興味を引くものである。これまでNordauといえば*Entartung*, Berlin NW.: Carl Duncker, 1892（『退化論』）の日本近代文学、とりわけ夏目漱石への影響について論じられることが多かったように思われるが、同書自体Lombrosoと一定の緊張関係を持って執筆されたものであり、Nordau自身の犯罪論も当時紹介される等法学の観点からも相応の影響力を有したものである。

次いで馮承鈞は史料批判についての論を展開し、「中國の古籍は頗る信を取り難し。若し吾人中國古代法制を研究するに、是れに類する説を以て根據と爲さば、歴史の真相は終に必ずや迷惑して知る所無きなり。是れ研究の材料に對し、當に先ず其の眞偽を辨別すべきなり。…此の外に古籍の流傳して今に至るは僞者少なからず。或ひは亦た僞託に出で（商君書の類の如き）、或ひは後人の改竄する所と爲る

---

指すものと思われる。同書の明治日本における紹介と朝鮮における受容について波田野節子「李光洙の『民族改造論』とギユスターヴ・ル・ボンの『民族進化の心理学的法則』」（国際地域研究論集2・2011）参照。馮承鈞についていえばその欧州滞在経験から見て日本語訳ではなく原書で読んでいたものと推定される。

- (101) Max Nordauについては長谷川天溪「マックス、ノルダウ」（早稲田學報76・1902）において主として文芸論の立場から紹介が当時既に行われている。鎌倉芳信「自然主義文学とマックス・ノルダウ——『墮落論』の読まれ方」（国文学 言語と文芸119・2002）、加藤洋介「香水をつけたハンカチ——マックス・ノルダウの退化論と『虞美人草』」（漱石研究18・2005）、高橋正雄「漱石蔵書中の精神医学書——マックス・ノルダウの『Degeneration』」（日本病跡学雑誌85・2013）等参照。
- (102) 清朝末期に法律顧問を務めた岡田朝太郎がLombrosoに強い関心を抱いていたことについて拙著『近代中華民国法制の構築』（九州大学出版会・2018）256～257頁参照。
- (103)（無名）「[社會論壇] マクス ノルダウ氏の新犯罪論」（慶應義塾學報60・1903）参照。



(禮記の類の如き)。即ち原書たるも、其の中に載する所の制度、是れ實行さるるや否やは、亦た當に考辨して詳明すべし。庶はくば古人の欺く所と爲るを致さざらん。史書に至りては固より正史・別史・雜史・傳記等類の別有り。然るに參考の方面に就きて之を言はば、其の價値は固より相等しきなり。且つ「史例」の拘束する所の著作と爲らざる有り。而して吾人の應に注重すべき所と爲す者は、元史の類の如き是れなり。昔人多く認めて元史をば草略と爲す。但し其の中の碑誌の語・案牘の文、<sup>および</sup>以及其の方言俗語、多く真相を存す。之を文飾に較ぶれば、多く足る有るか。」(2～3丁)と述べる。

これを受け、特に古代法制の記述に際しては旧来の典籍に対し厳しい目が向けられる。「古籍の傳ふる所は、似て非なる古代法制發源の真相なり」(3丁)と切り捨てた上でさらに「西方學者の中國古制に對するの研究に至りても、亦た多く中國の古書を根據とし、<sup>たまた</sup>偶ま能く繙譯善を盡し、其の一義に達せば、即ち以て足れりと爲す(法人Edouard Biotの禹貢の解の如き)。焉んぞ暇有りて書籍の是非を辨正するを得んや。是れ中國古制を西籍に解釋するを欲求するも、亦た不可能なり…」(3丁)と西洋の中国古代研究の欠点を槍玉に挙げる。馮承鈞は再度理性のみで歴史は語れないことを強調し、「法人費斯退(Fustel de Coulange)の『古市Cite Antique』の一書、希臘羅馬の古制の發源を説明するに、亦た其の信仰に始まるを斷定す、吾が説の證明に資するべき者の二なり」(3丁)との立場を表明する。

総じて馮承鈞は「春秋以前に至りては尚ほ考據證明を待つ者甚だ多きなり」(8丁)として古代法制については先に挙げた「信仰」を軸とした記述を行っているが、漢代以降は基本的に正史の記述に拠った形で叙述を進めており、中でも唐代の法制への評価は極めて高く、また唐代を論じるに当たり別途西洋の研究を引用していることが特徴として挙げられよう。即ち馮承鈞は唐代の皇帝・中書・政事堂・尚書省につきそれぞれ決事機關・預備機關・襄贊機關・執行機關とし、「此の四種機關の區別は俄國戈古洛夫Korkounovの法理學を見よ」(23丁)と参照を促し、「此の分職の法、惟ふに國家制度發達時に始めて之有り、唐初の中央組織は法至りて善なり」

(104) Edouard Biot, Mémoire sur le chapitre Yu-Koung du Chou-king, et sur la géographie de la Chine ancienne, in : *Journal asiatique*, ser. 3, nr. 13 de l'année 1842を指すものと推定される。Biotについては森賀一恵「エドゥアール・ビオとその業績」(富山大学人文学部紀要63・2015)参照。

(23 丁) と評価する。Николай Михаилович Коркуновのおそらくは仏語訳版、*Cours de théorie générale du droit*, Paris: V. Giard & E. Brière, 1903 を手にしていたのではないかと推定される<sup>(105)</sup>。

引用はこの 1 箇所のみであり即断は出来ないが、Коркуновが「政治・法現象を人々の集団的な心理的 = 精神的活動の所産として観察する、心理学的・社会学的な実証主義の立場にたち<sup>(106)</sup>」つつ活動した学者であることを考慮すれば、馮承鈞が先に引用した Le Bon や Nordau との関連においても興味深く、また Коркунов のロシア法史における位置を考えると、馮承鈞がそれをも考慮に入れて著述を進めていた可能性があるとするれば、清朝・民国とロシア、それはともに帝政を前提に持ち西政法を追いかける立場にあるという類似点を持つその 2 者を比較する端緒がそこに開かれていることになる。

馮承鈞はさらに宋代における軍権・民権の分離につき「法國阿留 Hauhiou 教授之公法原則第九章分權篇」の参照を促し、「今の治國を謀らんと欲する者、以て鑑とすべきか」(23 丁) と北洋政府時期の現状に意見を述べている。明らかに Maurice Hauriou, *Principes de droit public*, Paris: J. B. Sirey, 1910 の引用であり、『行政法總論』『行政法各論』の著<sup>(108)</sup>もある馮承鈞が Hauriou を読んでいたとしても特段の不思議はない。ただこれもまたこの箇所のみでの引用に止まりそこから敷衍するにはあまりに微小な言及で、他方で意地悪くいえば所謂「箔付け」としての引用の可能性<sup>(109)</sup>もあり即断は出来ないが、一つの糸口として捉えることもあながち不可能ではな

(105) 具体的な参照頁は指示がなく不明であるが、*Cours de théorie générale du droit* に例えば「L'organe de décision est ainsi entouré d'organes consultatifs, référendaires, exécutifs qui sont toujours composés de plusieurs personnes.」(424 頁) とある辺りを意識したものかとも推定される。Коркуновは当時日本でも相応に読まれていたようで、例えば穂積重遠『法理學大綱』(岩波書店・1917)「第九章 法律ノ本質」においても「法律本質論ノ通説ヲ代表スルモノ」(118 頁) として紹介されている。

(106) 大江泰一郎「コルクノーフ」(渡邊静夫編『日本大百科全書』第 9 卷〔第 2 版〕(小学館・1994) 所収) 623 頁参照。

(107) 大江泰一郎「ロシアの法学と「市民社会」概念——パシュカーニス理論を再読する」(早稲田法学 87-2・2012) 及び大江泰一郎「ロシア法史と「市民社会」の概念——パシュカーニス理論を再読する(その 2)」(静岡法務雑誌 4・2012) 参照。また大江泰一郎「ロシア・社会主義・法文化」(日本評論社・1992) 第一章の議論はこの問題を考える好個の出発点といえる。

(108) とともに馮承鈞撰・鄂国义编校『馮承鈞学术著作集』(上)(上海古籍出版社・2015) 所収。

(109) 瀧川政次郎「近代支那に於ける法制史研究素描」(東亞 6・12・1933) において瀧川は馮鴻烈『中國法律發達史』につき「…パウンドの法律史觀に大いに共鳴したやうに云つて居られるが、

いであろう。

馮承鈞の作品は短いながらも西洋の文献を多く引用している点で他書とは大きく異なる個性を有するものといえる。17歳の若さにしてベルギー・フランスへ留学し得たという経歴のなせる業といえようが、彼自身その後法制史学乃至法学をも離れて中国史学・東西交流史の分野へと軸足を移して行ったため、法制史学に対しどれ程の影響を与え得たかについては評価の難しいところである。しかしながら、実体法学と異なり欧米留学経験を有する「法制史学者」としての彼の存在は、やはり特筆されるべき要素を含むものと思料されるのである。

## 五 南京政府時期への架橋

以上、北洋政府時期に刊行された中国法制史関連の著作群のうち特徴的なものを見てきたが、同時期に刊行された書籍は以上に止まらないこと勿論である。以下ではその他の著作について瞥見し、南京政府時期へと時期を跨いで刊行された郁焜『中國法制史』を取り上げて検討しておきたい。

### (1) その他の作品群

早期に刊行された教科書としてはまず壯生『中國歷代法制大要』（崇文書局・1919）<sup>(110)</sup>がある。著者・壯生については江蘇省武進縣人という以外不明であり、焜<sup>(111)</sup>等にも記載がない。この書籍の特徴は凡例に「是れ編するに日本淺井虎夫著す所の『支那法制史』の體例に仿ふ」と淺井虎夫の名を明記することであろう。しかも「法政學校及び其の餘の學校の歴史科の參考の用に供すべし」と最初から教科書を志向して書かれたことも明記されている。目次は以下の通りである。

---

…該著に威嚴をつける爲めの一種の裝飾物であつて、…」（82頁上段）と断じている。そのような可能性は時代・地域を問わず存在するにせよ、全てそれで割り切ってしまうと却って微細な兆しを見逃すことになる危険性を認識しておくことが肝要であろう。

(110) 愛知大学豊橋図書館所蔵本（請求記号 W3：322：7）がある。その他曾宪义主编『百年回眸：法律史研究在中国』第一卷 清末民国卷（中国人民大学出版社・2009）に「第四章 宋代之法制」部分のみ簡体字にて（49～71頁）収録されているほか、壯生編輯『中國歷代法制大要』（北京瀚文典藏文化公司複印）・2013）として復刻されている。

(111) 江蘇省武進縣志編纂委員會編『武進縣志』（上海人民出版社・1988）参照。

- 第一章 唐虞三代之法制（官制・經濟狀況・軍制・刑法）
- 第二章 漢代之法制（官制・貴賤之階級・經濟狀況・財政・救恤行政・交通行政・教育行政・軍制・法源・訴訟法・刑法）
- 第三章 唐代之法制（官制・貴賤之階級・經濟狀況・民籍行政・財政・救恤行政・交通行政・教育行政・宗教行政・軍制・法源・訴訟法・刑法・民法）
- 第四章 宋代之法制（官制・經濟狀況・財政・救恤行政・交通行政・教育行政・軍制・法源・訴訟法・刑法）
- 第五章 明代之法制（官制・經濟狀況・財政・自治制度之發達・交通行政・教育行政・宗教行政・軍制・法源・訴訟法・刑法・民法）

本文は全 236 頁、唐虞三代は措くとしてその後は漢・唐・宋・明と主要な王朝のみに言及する。章立ては淺井虎夫『支那法制史』（博文館・1904）とほぼ同じものであり、内容についても同淺井著の翻訳である淺井虎夫編（邵修文・王用賓譯）『中國歷代法制史』（古今圖書局及び晉新書社・1906）からの抄録と見られる箇所が頻出する。簡明を旨とするとはいえ、そもそも研究書ではなく、著者の新規な主張を見出すのは困難である。

次に、これは經濟史の文献として言及されるべきなのかも知れないが、黎世衡『中國古代公產制度攷』（世界書局・1922）を紹介しておく。著者・黎世衡<sup>(112)</sup>は京都帝國大學への留學經驗を持ち、後に北京大學で教鞭を執るに至る人物である。同書自序には「民國十年夏序於日本京都之寓廬」とあるので、留學中に執筆されたものなのかも知れない。

書名は『中國古代公產制度攷』とされているが、目次では「中国古代共產制度考」となっており、上篇引論（全 24 頁）・下篇本論（全 142 頁）の 2 部構成で、本論は農地之分配・農地分配單位之考證・税法論釋・貢助徹三法所行之時代・經界・宅地・園圃・牧地 山澤・公家專用地・結說 今後土地共有之趨向の 10 章から成っている。

同書は凡例冒頭において「本<sup>ママ</sup>著に所謂共產と云ふは、但だ古代の土地の配分に限

(112) 「黎世衡（子鶴）Li Shih-heng (Tzu-hao) 安徽省當塗縣人。一八九七年生。日本京都帝國大學經濟部卒業。國立北平大學法學院教授、國立北京大學經濟系講師。著書『中國歷代戶口通論』。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）603 頁）。

り、而して其の他は與らず<sup>あづか</sup>」と明言し共産主義とは関係ないとするが、本文では社会主義を意識した箇所が多く見られる。例えば「…而して夏・殷の制、姫周迄、則ち又た徴するに足る有るか。其の分配の理性、頗る今の國家社會主義論者の稱述する所に類する有り…」(7頁)といった記述や、結論部分において多く19・20世紀欧米の土地問題を論じた学者を引いて、社会の激変にあって中国においても西洋と同様に土地が一部の人の手に集中するという事態が起きかねず、そのためにも古代に学ぶことが参考になるのではないかと、として論が閉じられている。

また、北京図書館編『民国时期总书目(1911-1949)法律』(书目文献出版社・1990)に王培槐『大中華法制史』(中外通信社・1923)なる文献が収録されている<sup>(114)</sup>。1920年代刊行の希少な文献であり同書に上海図書館蔵とあるが、実見の機会を得られなかったことを遺憾とする。著者・王培槐は『申報』等の記事に拠れば江蘇公立法政専門學校を卒業、弁護士として活躍しており、『民刑辯訴文集』(南京共和書局・1930)の著も有している<sup>(115)</sup>。

さらに徐象樞譯『中國古代法律略論』(土山灣印書館・1927)<sup>(116)</sup>を紹介しておこう。著者・徐象樞については不明の点が多いが、博士論文Siu Siang-Tch'ou(徐象樞), *L'oeuvre de T'ang T'ai-Tsong*, Thesis (doctoral)- Université L'Aurore(震旦大學), Chang-hai: l'Orphelinat de T'ou-Sè-Wè, 1924により震旦大學より博士学位を取得、『中國古代法律略論』の出版後、1930年には復旦大學に教授として赴任している。

(113) Bertrand Russell, *The principle of Social Reconstruction*, London: George Allen and Unwin 1916, Thomas Spence, *The meridian sun of liberty*, London: printed for the author, 1796, James Bronterre O'Brien, *The rise, progress, and phases of human slavery*, London: William Reeves, 1885, Alfred Russel Wallace, *Land Nationalization*, London: Trübner & Co., 1882, また「H. M. Hyndman, *Textbook of Democracy*, London 1881 (不詳)」等が言及されている。

(114) 北京図書館編『民国时期总书目(1911-1949)法律』(书目文献出版社・1990)は「参考各历史书、法令、名人著述编辑而成, 共5编。第1编总论, 概述法制、法制史、中国法制等; 第2编上古史, 自唐虞三代, 包括汉族建国、官职制度、军制及刑法等; 第3编中古史, 自汉至隋唐, 包括汉代法制、教育制度、法源、诉讼法、刑法等; 第4编近代史, 宋到明, 包括经济制度、交行政、刑法等; 第5编现代史, 清至民国, 介绍清、民国各主要法规, 包括宪法、刑法、民法、诉讼法等。由蒋维乔题封。」(27頁)とその内容を紹介している。

(115) 以上「廣徳短簡」(申報1918年4月18日7面)、「(広告)民刑辯訴文集出版」(申報1931年2月8日7面)参照。

(116) 日本国内では京都大学法学部図書室蔵本(請求記号 S319 Ⅱ Yo)、東京大学東洋文化研究所図書室蔵本(請求記号 仁井田文庫: CD92: N6104)、大阪市立大学学術情報総合センター蔵本(請求記号 322.22//J8//1)がある。

さらには1932年8月19日より1939年1月4日まで行政院參事を務めたようである。<sup>(117)</sup>

同書は徐象樞「譯」とあるが、同書につき「“译”指由古文译为语体文」<sup>(118)</sup>とされるとおり、外国語からの翻訳という意味ではなく、古文を現代文で分かりやすく述べるという意味のようである。構成は以下の通りである。

### 概言

第一編 人民（中國上古時代之民族・家族中後裔之地位・繼嗣・定聘及嫁娶）

第二編 財産（上古産權史畧・國家財産・私人財産・占有權及連屬權）

第三編 債權（買賣・買主及賣主 見議及兩造代表・立契過戸及稅契・押當・抵押・會約・違禁取利）

第四編 繼承（別籍異財・卑幼私擅用財・剝奪繼承權及遺囑）

第五編（上） 訴訟權（一）（八議・現任官員・生員・審判・會審・控告・誣告・匿名告舉・禁囚老幼篤疾及婦女告舉他事・共犯罪分首從・犯罪證據・臨驗及洗冤・斷罪決囚・上控）

第五編（下） 訴訟權（二）（上古至清季法律史畧）

一見して特徴的なのは、通史的構成乃至王朝を単位とした時代区分的な章立てを採らず、西洋法学を意識したかのような構成となっていることである。勿論その中には律例に登場する用語も用いられ、本文114頁という比較的少ない記述量のなかで註釈は付さずに簡潔な説明が行われている。所々で西洋の翻訳・著作（StauntonやBoulais、Hoang）に言及があるのも特徴の一つである。

北洋政府時期には他にも政治史や同時代史的な法制史関連の文献が刊行されており、また1920年代には古代につき特定分野の法制史を扱う文献が登場し始めるが、<sup>(119)</sup>

(117) 「学院历史」（復旦大学法学院ホームページ（<http://www.law.fudan.edu.cn/Content/Index.aspx?mid=12>））、國民政府公報17・1934、國民政府公報116・1939等参照。

(118) 北京图书馆編『民国时期总书目（1911-1949）法律』（书目文献出版社・1990）27頁。

(119) 李根源纂輯『中華民國憲法史案』（國聞編輯社・1914）、王桐齡『中國歷代黨爭史』（文化學社・1922）、王景濂・唐乃需編『中華民國法統遞嬗史』（民視社・1922）、吳宗慈編『中華民國憲法史』（前・後編及付編）（東方時報館・1924）等が知られる。

(120) 例えば張心激『春秋國際公法』（張仲清發行・1924）、陳顧遠『中國古代婚姻史』（商務印書館・

あまりに範囲が広くなり過ぎるため、それらについては割愛することとする。

## (2) 郁嶷『中國法制史』

さて、以上の教科書群と並行して刊行されて版を重ね、南京政府時期にも広く読まれた教科書に<sup>(121)</sup>郁嶷『中國法制史』がある。著者・郁嶷は湖南省澧縣の人、北洋法政學堂を卒業した後に裁判官や官僚を経て教員の道を歩み、奉天省立法政専門學校、國立京師大學、朝陽大學、中國大學、保定河北大學等で教鞭を執った人物である。まずは同書の刊行情況について整理しておきたい。

刊行年が明記されている第4版の例言には「自民國九年至十二年曾經三版行世」とある。この第4版以前で奥付を有するものには1921年に朝陽大學出版部より出版された洋装本がある。この2者を比較すると第4版では緒論において「中國法制史之意義」「中國法制史研究之困難」「中西法制之差異」の3章が追加されている。これら以外に奥付を欠く線装本が2点存在するが、東京大学東洋文化研究所図書室所蔵本にはこの追加分がある一方、東洋文庫所蔵本には追加分がない。さらに「自民國九（1920）年至十二（1923）年曾經三版行世」という表現に着目すると、1921年刊行のものは丁度その1920～1923年の間に刊行されていることになり、奥付を欠く線装本がそれぞれ1920、1923年の刊行である可能性が高く、かつ3章が追加された本文を有するもののほうが後の時期に刊行されたはず、ということになる。よって以下のような順で刊行されたのではないかと推定される。

初版（？）（1920？）線装本 東洋文庫所蔵（請求記号 II-15-A-36）

第2版（朝陽大學出版部・1921）名古屋大学文学図書室所蔵（請求記号 322.22//I）

第3版（？）（1923？）線装本 東京大学東洋文化研究所図書室所蔵（請求記

---

1925）、徐朝陽『中國古代訴訟法』（商務印書館・1927）等がある。

(121) 「郁嶷（憲章）Yu I (Hsien-chang) 湖南省澧縣人。北洋法政學堂卒業。江甯地方審判廳々長、湖南財政廳長、國民政府法政局編審、奉天省立法政専門學校教授、國立京師大學法科講師、朝陽大學、中國大學及保定河北大學教授等に歴任。現に國立北平大學法學院講師。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）3頁）。郁嶷については郁嶷著・李瑛点校『郁嶷法學文集』（法律出版社・2014）も参照。

号 CD92 : 106)

第4版（北平震東印書館・1931）東京大学東洋文化研究所図書室所蔵（請求記号 仁井田文庫：CD92 : N6149）・横浜国立大学附属図書館所蔵（請求記号 322.22//2)

第5版（朝陽大學出版部・1933）東京大学東洋文化研究所図書室所蔵（請求記号 CD92 : J61）・愛媛大学図書館所蔵（請求記号 322 . 22//IK)

さて、以上の検討からは「中國法制史之意義」「中國法制史研究之困難」「中西法制之差異」の3章が追加されたのが1923年段階（第3版）であることが推定される。その中で興味深いのが「中國法制史研究之困難」に説かれる部分である。郁寔は同じく歴史学にしても「治亂興衰」に属するものは人々の興味関心を引くのに対し、「法制史は則ち歴代の典章制度を詳にする所以の者なり。其の興趣の淡薄、研究の困難、普通の歴史に較べ尤も甚しきと爲すは言を待たざるか。」（9頁）と述べ、法制史学本体がある種地味なために人々の興味を引きづらいことを指摘する。

さらに郁寔は続けて「中國の法制は則ち各書に散見すれども片鱗短簡にして系統の紀載無し。博稽廣搜すれども功を程すは易からず。其の難の一なり…中夏基を肇き五千年を閲す。乙部收する所、浩きこと淵海の如し。沙を淘ぎ金を揀び新規を草創するも、精力は限り有りて望洋興歎〔前途の果てしない様を見て嘆息する〕す。其の難の二なり。（梁任公曰く、中國の歴史を研究する者、二十四史・九通・通鑑・續通鑑・大清會典・大清通禮・十朝實錄・十朝聖訓の如き、皆な必讀の書に屬す。然るに日に十卷を讀むも須らく三四十年にして始めて畢るべし。吾人安んぞ許の如き精力有らんや。）」（9頁）として実際の研究の現場での苦勞を率直に綴っている。下手をすると読者が尻込みして離れていきそうな書き振りではあるが、法制史学が置かれていた当時の環境を彷彿させるものとして大変興味深い。

同書本体（第4版に拠る）の構成は以下の通りである。

## 緒論

### 第一章 法制之起源及其進化

### 第二章 中國法制史之意義



- 第三章 中國法制史研究之重要
- 第四章 中國法制史研究之困難
- 第五章 中國法制進步遲緩之原因
- 第六章 中西法制之差異

## 本論

- 第一章 唐虞三代之法制（經濟制度・王制・階級制度・官職制度・兵制・法律公布制度・法典編纂制度・刑制・學制）
- 第二章 秦漢之法制（經濟制度・階級制度・官職制度・兵制・法典編纂制度・刑制・學制・救卹制度・交通制度）
- 第三章 唐代之法制（經濟制度・階級制度・官職制度・兵制・法典編纂制度・刑制・學制・救卹制度・交通制度）
- 第四章 宋代之法制（經濟制度・官職制度・兵制・法典編纂制度・刑制・學制・救恤制度・交通制度）
- 第五章 明代之法制（經濟制度・官職制度・兵制・法典編纂制度・刑制・學制・救恤制度・交通制度）

瀧川政次郎は「民國の初めに出た郁庭の「中國法制史」、程樹徳の「中國法制史」、丁元晉<sup>ママ</sup>の「中國法制史」等は、いづれも範を此の書〔淺井虎夫『支那法制史』〕に取つてゐる。」<sup>(122)</sup>と指摘するが、程樹徳『中國法制史』（華通書局・1931）は「第一篇總論」「第二篇 律令」「第三篇 刑制」「第四篇 關於中國法制之研究」の四篇構成を採り、二篇・三篇ではそれぞれ立法論・刑罰論につき通史的な叙述が行われつつも四篇では主題別の論考が並ぶ構成となっている。彼自身の手になる『九朝律考』（商

(122) 瀧川政次郎「近世の漢律研究について」（史學雜誌 52・4・1941）30頁参照。

(123) 「程樹徳（郁庭）Cheng Shu-te (Yu-ting) 福建省閩侯縣人。一八七六年生。日本法政大學卒業。參政院參議、國務院法制局參事、法制局幫辦、國立北平大學法學院講師、國立清華大學政治學科講師、國立北京大學法律科講師等に歴任。著書『九朝律考』。（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）404頁）。程樹徳については他に程俊英「程樹徳教授及其《论语集釋》」（古籍整理研究學刊・1988年第4期）、何勤華「程樹徳与《九朝律考》」（河南省政法管理幹部學院學報・2004年第3期）、蔡坤倫「學通古今的法史學家——程樹徳（1877-1944）」（法制史研究〔台北〕18・2010）参照。なお『中國法制史』への書評として小早川欣吾「程樹徳氏編『中國法制史』」（法學論叢 28・5・1932）がある。

務印書館・1927)の出版後に出版されたこともあってか「律令」に最も多くの頁が割かれており、浅井虎夫『支那法制史』の体裁からはむしろ離れた展開を見ることが出来る。

他方で丁元普<sup>(124)</sup>『中國法制史』(上海法學編譯社・1930)は「緒言」「第一章 法律之起原及其沿革」「第二章 古代憲政之創始」「第三章 地方自治制度」「第四章 家族社會制度」「第五章 經濟制度之變遷」「第六章 法典之編纂及刑法之變遷」「第七章 教育制度」「第八章 職官制度」「第九章 兵制」との構成をとっている。こちらは主題ごとの章立てで、各章内において唐虞三代から明清までの通史が叙述されるという体裁になっており、浅井虎夫『支那法制史』を主題別に組み替えたような形となっている。

これらに対し、郁崑『中國法制史』はまずは各代で章を分け、各主題を節として順に述べるといった形をとっており、上記三者のうちで浅井虎夫の体裁に最も近似するものといえる。浅井虎夫著と異なり清代の記述を欠くことについては例言において別途清代法制史を一書として叙述する予定であることが言明されているが、結局のところそれには至らなかったようである。

南京政府時期に刊行された法制史関連の教科書類についてはその本格的な分析は別稿を期さなければならないが、程樹徳や丁元普については、浅井虎夫の著作の影響さらには九通や通鑑の構成の影響を受けながらも、新たな構成を模索しようとする姿が現れているものと見て良いのではないかと推定される。郁崑『中國法制史』は丁度その境目に位置する教科書とすることが出来るのではないだろうか。

(124) 「丁元普(1888-1957) 上海人, 原籍浙江蕭山, 1888年(清光緒十四年)生。清舉人。私立上海徐匯公學畢業後, 赴日本留學, 入早稻田大學。畢業歸國後, 歷任江蘇吳縣地方審判廳民庭庭長, 浙江嘉興地方法院刑庭推事、代理院長, 上海第二特區地方法院主任推事, 私立中國公學及私立上海法政學院教授。1933年9月, 任私立復旦大學中國法制史教授, 私立大夏大學法律教授。1953年6月, 入上海文史館為館員。1957年逝世。終年69歲。著有《中國法制史》、《比較憲法》、《強制執行法要義》、《法院組織法要義》等。」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』上卷(河北人民出版社・2007)4頁)。

## 六 おわりに

日本法制史学の歴史を論じた瀧川政次郎はその学風の変遷を「有職故實的」から「比較法制史的」、さらに「社會史的」なものへと展開する過程と整理した。<sup>(125)</sup> 中国においても数十年遅れつつ同様の時間をかけて同様の展開が経験されることとなった、という「数字遊び」<sup>(126)</sup>は可能であろうか。情況はどうもかなり複雑なものを見たほうが良さそうである。

本稿では北洋政府時期における法制史学の展開を見るに当たっての前提として明治日本における中国法制史学の状況を瞥見した。『清國行政法』の公式中国語訳が高い中国語能力を有した日本人たちによって支えられており、その背後に各地の旧慣調査を指揮した岡松参太郎や梅謙次郎に繋がる回路が存在したことが確認出来た。他方で無断中国語訳をめぐって生じた国際問題の蔭に梁啓超の姿があったことは衝撃であったが、この無断翻訳も版を重ねて流通する程に影響を有したことが窺えた。

帝国大学における関連講義は法學部・法科大学においては早々に姿を消したものの、文學部・文科大学においては細々ながら中国法制史に関する講義は行われていた。ただそれはおよそ系統的かつ細密な中国法制史講義と呼ぶには程遠いものであった。しかしながらこうした中での経験が清朝末期に発布された大學堂章程に影響を与えた可能性は零ではないことを確認し、これら講義とは別に浅井虎夫の著作『支那法制史』及び『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』が多大な影響を与えたことを確認しておいた。

清朝末期に大學堂章程を受けて作成された教科書である徐德源・孫大鵬『中國歴代法制攷』は、唯々諾々と大學堂章程に完全に盲従したわけではなく、『三通考輯要』の項目を適宜組み替えつつ独自の工夫を凝らしたが、それは「法」制史というよりも「法」制史とでもいうべきか、圧倒的に制度史に重点を置いた構成になっ

(125) 瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史學の發達」(瀧川政次郎『日本法制史研究』(有斐閣・1941)所収)参照。

(126) 高見澤磨「律令制の終わり方——中国近代法史時代区分試論」(池田編『日中律令制の諸相』(東方書店・2002)所収)参照。

ていた。これは一つには旧来の典章制度の解説に重きを置く「九通」に則った結果であり、さらにはそのことによって今日の法制史学ではあまり語られない要素、即ち経済、教育、軍事等が扱われるに至っている様を取注することが出来た。

他方で大學堂では『中國歴代法制考』が準拠した「中國古今歴代法制考」と並行して「大清律例要義」及び「中國歴代刑律考」の二科目が開講されていたわけであり、立法史はそちらに委ねられたために一層制度史としての特色が強くなったと見ることも一つには可能である。ただ「大清律例要義」で扱われた対象たる『大清律例』は、清朝時期でこそ現行法であったものの、民国期に入るとそのごく一部が民事法の法源として援用されたに止まり、徐々に現行法としての地位を失い緩やかに歴史の一部へと転化してゆくこととなる。他方で『大清律例』を始めとする清朝の法制は遠い過去のものとなったわけではなく、いわば近い過去、最近まで存在したのものとして微妙な距離感を持たれたことも事実である。

また「中國歴代刑律考」において扱われたと見られる立法史については、特に漢律について清朝末期・北洋政府時期に旺盛な研究が展開したことを指摘しておかなければならない。これについては既に先学による詳細な紹介があるのでそれに譲<sup>(127)</sup>り、さらに北洋政府時期における法制史史料の出版、『清史稿』刑法志の編纂等の事業についても先学の紹介に委ねることとする。<sup>(128)</sup>いずれにせよこれらについては別途検討を要する問題であり、本稿がその題名において「一断面」と断った所以でもある。

さて、『中國歴代法制考』の前に立ちはだかったのが中国版の「有職故実」、即ち九通を始めとする典章制度関連の書物であった。しかもその量たるや、かの梁啓超をして「日に十巻を讀むも須らく三十四年にして始めて畢るべし」と嘆ぜしめたように、一生かかっても読みきれない程膨大なものであった。それでもなお中国人たちが自らの制度を振り返ろうとするとき、日本人に教えられるまでもなく真っ先に

(127) 程樹徳『九朝律考』（商務印書館・1927）に至る清朝末期・民国期の漢律研究については瀧川政次郎「近世の漢律研究について」（史學雜誌 52-4・1941）、さらに『九朝律考』については七野敏光「九朝律考および漢唐間正史刑法志」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東京大学出版会・1993）所収）参照。また『九朝律考』への書評として（瀧〔遼一？〕）「九朝律考 閩縣程樹徳著」（史學雜誌 40-8・1929）がある。

(128) 瀧川政次郎「近代支那に於ける法制史研究素描」（東亞 6-12・1933）参照。

手に取るのは「九通」を始めとした典籍であったのであろう。曹恭翊『法治通史』が当時における現代版“三通鑑輯要”とでも称すべき作業を行っていることにも、やはり彼ら中国人のこれら典籍にける想いを窺うことが出来る。

加えて、いずれの教科書にも共通して見られるのが通史への拘りである。先に梁啓超が『漢書』以降断代史が主となり「會通の旨」を失ったことを問題視していたことを見たが、やはり中国史全体に通底する要素は通史を見ることによってしか達せられないと思料されたものか、「唐虞三代」から明（時には清）までを通観しようとするものが殆どであり、今日見られるような例えば「唐代法制史」「元代法制史」のような断代の法制史は（古代に特化した数点を除けば）北洋政府時期には現れない。膨大な典籍を前にしかも通史的に法制史の記述を編もうとするとどうなるか、郁崑『中國法制史』が慨嘆したこの問題は、中国人たちにとって容易に解決出来る問題ではなかったとすることが出来よう。

他方でこうした中国における「有職故実」的要素からひとまず距離を置き、新たに社会学を導入せんとする動きが北洋政府時期には存在した。康寶忠『中國法制史』は社会学の導入を宣言し、法制史から「禮」の問題を分離する等の新機軸を打ち出したが、何よりその夭折によって十全な展開を見なかったことは大変に惜しまれる。

康寶忠を引き継いで新風を吹き込んだ馮承鈞『本國法制史綱要』、その著者・馮承鈞は本稿で取り扱った書籍群の著者の中では唯一の長期欧州滞在経験を有する学者であった。ただその後の彼は法制史学者というよりは官途に就きながら翻訳業、さらには東洋史学の作品を陸続と発表するようになる。日本法制史学における宮崎道三郎や中田薫の役回りを果たしたとまで評価出来るかとなるとかなり難しいとすべきものであろう。

この両著を位置づけるに当たっては、両著において言及される「社会学」と丁度北洋政府時期に中国へと流入する社会学本体の動向との関係、また特に馮承鈞著において展開される（特に古代史に対する）史料批判論と当時の中国史学全体の動向との関連という巨大な問題が横たわる。いずれも本稿の如き小論の為す能はざるところであるが、むしろその問題を考える際に視野に入れるべき破片が当時の中国法制史学に見出されることは注目されて良く、またここを基点として中国社会学史・

中国史学史に対し小さいながらも新たな論点を提供し得るとということが判明したことは、相応の意義を持つものとするのが出来よう。

総じて北洋政府時期は、中国法制史学が先行して存在した膨大な典籍という過去の遺産との“対決”を迫られつつ、一方でその学問としての様式を求めて様々な模索が行われた時代とすることが出来るのではないと思われる。見るべき成果がないからと切り捨てるのではなく、零零碎碎たる情報の中にもそこで重ねられた試行錯誤が見え隠れするのであって、今一度それらを拾い上げて整理しておくことが重要な基礎作業であること、重ねていうまでもない。

そして南京政府に入りこれらの基礎の上に中華民国法制が歴史として語られ始める。本稿で扱った教科書群の多くは記述を明代乃至清代で止めており、清代でも清朝末期にまで説き及ぶものは稀であった<sup>(129)</sup>。しかし南京政府時期に入ると楊鴻烈<sup>(130)</sup>『中國法律發達史』（商務印書館・1930）、朱方<sup>(131)</sup>『中國法制史』（上海法政學社・1931）

(129) 本稿では『中國歷代法制攷』が清朝末期の官制に説き及び、また『中國古代法律略論』が若干これを扱うのが目に付く程度である。ただ書籍を離れて記事等に目を向けるならば、南京政府時期を待たずしてかの江庸「五十年來中國之法制」（申報館編輯『最近之五十年』（申報館・1923）所収）等が見られることにも留意したい。

(130) 「楊鴻烈（憲武）Yang Hung-lich（Hsien-wu）雲南省晉寧縣人。一九〇三年生。國立北平師範大學及清華學校研究院卒業。日本東京帝國大學文學部大學院卒業。天津私立南開大學教員、上海中國公學大學部文史學系教授兼主任、省立河南大學史學系教授主任に歴任。著書『中國法律在東亞諸國之影響』、『中國法律發達史』、『中國法律思想史』、『中國詩學大綱』、『袁枚評傳』。（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）504頁）。生平については清華大學國學研究院主編『楊鴻烈文存』（江蘇人民出版社・2016）に詳しい。また「楊鴻烈（1903-1977）」（王玉明主編『中國法學家辭典』（中國勞動出版社・1991）240-242頁）、劉广安「楊鴻烈與中國法律史學」（法學家1994年第3期）、何勤華「楊鴻烈其人其書」（法學論壇18-3・2003）、尤陳俊「中國法系研究中的“大明道之言”」（中國法律評論2014年第3期）参照。『中國法律發達史』への当時の日本での書評には小早川欣吾「楊鴻烈氏著『中國法律發達史』（法學叢叢27-6・1932）、（野原〔四郎？〕）『中國法律發達史 楊鴻烈著』（史學雜誌42-10・1931）がある。

(131) 同書裏付には「律師」とある。「朱方執行律務」（申報1929年10月2日16面）は「日本大學法學士朱方、字貞白、爲法界前輩朱孔文氏之子、對於法律既淵源於家學、復專習於東瀛、學識經驗、均極宏博、現設事務所於尚文門外大林路口瑞康里一號、執行上海地方法院管轄區域、公共租界臨時法院、法租界會審公廨、及高等法院、最高法院等訴訟案件、及其他一切非訟事件、聞各界以民刑案件委託者已有多起云」と報じており、[上海律師公會編]『上海律師公會會員錄』（[上海律師公會]・[1933.1]）9頁にも「朱方 貞白 江蘇上海」とある。「申報」には法學士朱方律師著として『刑法學總論』『刑法學各論』『法學通論』等の広告が掲載されており（申報1931年9月10日5面等）、後にはこれら書籍と並んで『中國法制史』の広告も掲載されている（申報1932年9月26日4面）ため、この人物とみて問題なさそうである。ちなみに父・朱孔文については「朱孔文 字書樓江蘇上海人前清舉人郵傳部主事廣東高等審判廳推事九江地方

がそれぞれ1章を割いて中華民国法制史を語り、続けて楊幼炯<sup>(132)</sup>『近代中國立法史』(商務印書館・1936)や謝振民<sup>(133)</sup>編著(張知本校訂)『中華民國立法史』(正中書局・1937)といった民国法制史に特化した書籍が現れるようになる。当事者たちにとってそう遠くない「昔」が「歴史」として語られ始めるその時期の様相を扱うには別稿を必要とするが、その作業の前提としても本稿の作業は不可欠のものであったとすることが出来よう。以上を前提として、南京政府時期以降の中国法制史研究、乃至は中国における中国法制史研究の全体を見直す必要があるように思われる。

---

檢察廳檢察長」(北京數文社編『最新官紳履歷彙錄 第一集』(北京數文社・1920)31頁)との解説がある。

- (132) 「楊幼炯 Yang Yao-chiung 湖南省常德縣人。一九〇一年生。上海復旦大學政治學士たり。學生時代より社會的文化運動に従事し、この方面に努力すること十年餘の久しきに至る。現代評論社、中國社會科學會、中華學藝社、中國學術研究會等の學術團體に加入す。國立中央大學、國立暨南大學、國立勞働大學、國立上海商學院、中國公學大學部及上海法政學院等の主任及教授、民智書局編譯所主任。中山文化教育館研究部主任等の職に歴任。現に國民政府立法院立法委員、中山文化教育館叢書審查委員會主任兼季刊編輯委員。著書『政治學綱要』、『近世革命史綱』、『各國政治制度』、『社會學述要』、『近時國際問題與中國』、『三民主義概論』、『蘇俄民族政策之解剖』。(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會・1937)512頁)。なお「楊幼炯」(秦孝儀主編・中國國民黨中央委員會黨史委員會編輯『革命人物誌』第十八集(中央文物供應社・1978)260~262頁)参照。
- (133) 中華民國法制史を語る際には必ず引用される程著名な書籍の作者でありながらその生平は不明である。「武漢政分會七次常會紀」(申報1928年6月17日12面)に秘書處五等股員として謝振民の名があり、また「高等考試典試委員會榜示」(申報1931年8月11日5面)には普通行政人員考試及格者四十三名のうち第十四名に謝振民の名を掲載している。さらに後に『國民政府公報』では1938年8月25日任立法院秘書處科員、1940年12月2日任署考試院秘書、1941年10月22日免立法院科員(呈請辭職)、1942年5月14日任考試院秘書、1945年3月23日免考試院秘書(另有任用)とその名が散見されるが(國民政府公報78・1938、同315・1940、同407・1941、同466・1942、同764・1945)、その人であろうか。
- (134) 例えば清浦奎吾『明治法制史』(明法堂・1899)は明治32年の刊行である。楊幼炯『近代中國立法史』(商務印書館・1936)が民國25年、謝振民『中華民國立法史』(正中書局・1937)が民國26年の刊行になるが、それぞれ明治維新・辛亥革命という大事件からどれ程の時間を置いて、またどのような動機で法制史が書かれたのか、どれ程の時が経過すればそれは「歴史」となるのか、興味深い「数字遊び」の可能性が示されているようにも思われる。

【附表】（東京）帝國大学文学部・文科大学における東洋法制史関連講義概要

年度	教授陣		学科	科目
古典講習科				
M15-16	法制	小中村清矩		
M16-17	法制	小中村清矩	國書科	法制（第1～6期）
	日本古今法制	宮崎道三郎	漢書科	支那法制（第2～6期）
	法制	佐藤實誠（ママ）		法制（第3、7、8期）
M17-18	（未詳）		國書科 漢書科	（同上と思われるも未詳）
M18-19	法制	小中村清矩（國書科）	國書科	（同上と思われるも未詳）
	法制	内藤耻叟（國書科）		
	法制・支那法制	岡松堯谷（國書科）		
	法制	南摩綱紀（國書科）		
	法制	木村正辭（國書科）		
	法制	三島毅（中洲）（漢書科）	漢書科	
M19-20	（未詳）		國書科 漢書科	（同上と思われるも未詳）
M20-21	法制	小中村清矩（國書科）	國書科	（同上と思われるも未詳）
	法制	内藤耻叟（國書科）	漢書科	
文學部・文科大学				
M19-20	支那古代法制	島田重禮	和文學科	和漢古代法制 一年（毎週四時）、二・三年（毎週五時）
	日本古代法制 和漢古代法制 支那古代法制	小中村清矩 内藤耻叟 南摩綱紀（講師）	漢文學科	和漢古代法制 一・二年（毎週四時）、三年（毎週三時）
M20-21	支那古代法律	島田重禮	和文學科	日本支那古代法律 一年（毎週四時）、二年（毎週五時）、三年（毎週三時）
	日本古代法律 支那古代法制	小中村清矩 支那古代法律 内藤耻叟 南摩綱紀（講師）	漢文學科	日本支那古代法律 一・二年（毎週四時）、三年（毎週二時）
M21-22	支那古代法律	島田重禮	和文學科	日本支那古代法律 一年（毎週四時）、二年（毎週五時）、三年（毎週三時）
	日本古代法律 支那古代法律	小中村清矩 内藤耻叟	漢文學科	日本支那古代法律 一・二年（毎週四時）、三年（毎週二時）
M22-23	日本法制沿革	小中村清矩	國文學科	日本法制沿革 一・二年（毎週二時）
			漢學科	日本法制沿革 一・二年（毎週一時） 支那法制沿革 一・二年（毎週三時）、三年（毎週二時）
			國史科	日本法制沿革 一年（毎週二時）、二・三年（毎週四時） 法制沿革 一年（毎週三時）、二年（毎週二時） 支那歴史及法制 一年（毎週三時）、二年（毎週一時）
M23-24	支那法制沿革 日本法制沿革 支那歴史及法制 日本法制沿革 支那歴史及法制	島田重禮 小中村清矩 内藤耻叟 重野安經 星野恒	國文學科	日本法制沿革 一・二年（毎週二時）
			漢學科	日本法制沿革 一・二年（毎週一時） 支那法制沿革 一・二年（毎週三時）、三年（毎週二時）
			國史科	日本法制沿革 一年（毎週二時）、二・三年（毎週四時） 法制沿革 一年（毎週三時）、二年（毎週二時） 支那歴史及法制 一年（毎週三時）、二年（毎週一時）、三年（毎週一時）



M24-25	支那法制沿革 島田重禮 支那法制沿革 久米邦武 日本法制沿革・支那法制沿革 星野恒 日本法制沿革 重野安繹 (講師) 日本法制沿革 小中村清矩 (講師) 日本法制沿革 三上參次 (講師)	國文學科	日本法制沿革 一・二年 (毎週二時)
		漢學科	日本法制沿革 一・二年 (毎週一時) 支那法制沿革 一・二年 (毎週三時)、 三年 (毎週二時)
		國史科	日本法制沿革 一年 (毎週二時)、二・ 三年 (毎週四時) 法制沿革 一年 (毎週三時)、二年 (毎 週二時) 支那歴史及法制 一年 (毎週三時)、 二年 (毎週二時)、三年 (毎週一時)
M25-26	支那歴史及法制 島田重禮 日本法制沿革・支那歴史及法制沿革 星 野恒 支那歴史及法制、支那法制沿革 田中義 成 (助教授) 日本法制沿革 三上參次 (助教授) 支那歴史及法制・日本法制沿革 重野安 繹 (講師) 日本法制沿革 小中村清矩 (講師)	國文學科	日本法制沿革 一・二年 (毎週二時)
		漢學科	日本法制沿革 一・二年 (毎週一時) 支那法制沿革 一・二年 (毎週三時)、 三年 (毎週二時)
		國史科	日本法制沿革 一年 (毎週二時)、二 年 (毎週四時)、三年 (毎週三時) 各國法制沿革 一年 (毎週三時)、二 年 (毎週二時) 支那歴史及法制 一年 (毎週三時)、 二年 (毎週二時)、三年 (毎週一時)
M26-31	法制史 三上參次 (助教授) (M26-31に記名あり) 法制史 小中村清矩 (講師) (M26-28に記名あり) 支那歴史及法制 田中義成 (講師心得) (M27-28のみ記名あり)	國文學科	法制史 一・二年 (毎週二時)
		漢學科	法制史 一・二年 (毎週一時) 支那法制史 一・二年 (毎週三時)、 三年 (毎週二時)
		國史科	法制史 一年 (毎週二時)、二年 (毎 週四時)、三年 (毎週三時) 比較法制史 一年 (毎週三時)、二年 (毎週二時) 支那歴史及法制 一年 (毎週三時)、 二年 (毎週二時)、三年 (毎週一時)
M31-37	法制史 三上參次 (助教授) (M31-32のみ記名あり) 法制史 三浦周行 (M36-37のみ記名あり)	國文學科	法制史 一・二年 (随意科目)
		漢 學 科 (史 學 専 修)	支那法制史 一年 (毎週三時)、二・ 三年 (毎週二時) 法制史 一年 (随意科目) 支那法制史 一年 (随意科目) 比較法制史 二年 (随意科目)
		國史科	法制史 一年第二・三期 (毎週二時)、 二・三年 (毎週三時) 比較法制史 一年 (随意科目) 支那史及支那法制史 一・二年 (毎 週三時)、三年 (毎週二時)
		史學科	法制史 一・二年 (随意科目) 比較法制史 三年 (随意科目) 支那史及支那法制史 一・二年 (毎 週三時)、三年 (毎週二時)
<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『東京大學法理文三学部一覽』(明治15~17年分)、『帝國大學一覽』(明治19~30年分)、『東京帝國大學一覽』(明治30~37年分)より作成。Mは明治の略。古典講習科明治18~19年、20~21年については『文科大學年報』(明治18~19、20年分)所収「文科大學教員受持學科」より作成。</li> <li>・教授陣は欄に掲げた講義課目以外にも他の科目を兼任している場合があるが、法制史関連のもののみ表示した。</li> <li>・明治26年の講座制導入に伴い、『帝國大學一覽』では担当講義ではなく担当講座を単位として職員名を掲げるようになるため、実際の講義担当者は『帝國大學一覽』のみからでは明らかに出来ない。さしあたり講義担当が明記されているものについてのみ掲げてあるので、これ以外に講義担当者がいた可能性があることに留意されたい。</li> </ul>			